資料4

「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）」
推進状況報告書（案）

令和８年（2026年）７月

茨 木 市

目次

第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）【概要】

１　人権意識の高揚を図るための施策

(1)人権教育・啓発の推進

①人権啓発推進体制の確立…… 1
②人権教育の充実…… 4
③人権に関する学習機会の提供…… 7
④就労の場における人権文化の醸成…… 16
⑤地域における人権文化の醸成…… 19
⑥家庭における人権教育の推進…… 23

(2)人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

①指導者・ボランティアの育成…… 24
②当事者グループの支援と協働…… 28
③自ら学び、行動する消費者市民の育成…… 29

(3)市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

①ＮＰＯ・地域団体等の支援…… 30
②市民参加によるまちづくりの推進…… 31
③当事者の参加の推進…… 32

(4)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

①人権に関する情報収集・提供機能の充実…… 33
②人権教育・啓発に関する調査・研究…… 34
③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進… 34

(5)教育の機会均等の確保と学習の場の充実

①教育の機会均等の確保と学習の場の充実…… 35
②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供…… 36

２　人権擁護に関する施策

(1)市民の主体的な判断・自己実現の支援

①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援…… 37
②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減…… 42
③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援…… 43

(2)人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

①人権にかかわる相談窓口の整備…… 43
②庁内外の連携の推進…… 48
③相談事例等を通じた実態把握…… 49

(3)人権救済・保護体制の充実

①人権救済・保護体制の強化…… 49
②関係機関との連携の強化…… 50
③地域における人権侵害の防止と保護・救済…… 53
④就労の場における人権侵害からの保護・救済…… 53
⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実…… 53

３　計画の推進体制等

１　計画の推進体制…… 55
２　計画の評価と進行管理（ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理） 56

第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）【概要】　計画期間（令和５年度～令和８年度）４年間

【計画の基本理念と構成】

計画の基本的考え方

人権が本市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されるとともに、これらの実現に向けて取り組み、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として策定するものです。

基本理念

- **一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり**
- **誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造**

第１章　計画の改定にあたって

1　計画改定の趣旨
2　計画の位置づけ
3　計画の期間

第２章　人権施策の現状と課題

1　人権をめぐる社会的な動向
2　本市における取組
3　市民意識調査からみた課題
4　近年の社会情勢を踏まえた施策課題

第３章　計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1　計画の基本理念
2　人権課題への取組に共通する基本方針
3　取り組むべき主要課題と施策の方向性

第４章　人権行政の推進ー市行政の基盤としての人権施策

1　人権意識の高揚を図るための施策
2　人権擁護に関する施策

第５章　計画の推進にあたって

1　計画の推進体制
2　計画の評価と進行管理

【計画の３つのポイント】

１　取り組むべき主要課題

基本理念

人権課題への取組に共通する基本方針

1　すべての人にとって価値あるものとしての人権意識のかん養

2　自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成

3　新しい課題に常に開かれた取組

4　ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護

市として取り組む主要１０項目

（１）男女共同参画（ジェンダー平等）
ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革／方針の立案・決定過程への女性の参画拡大／職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進／多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

（２）子ども・若者の問題
児童虐待防止の推進／子ども・若者の安全な居場所づくり／子どもの貧困対策／ヤングケアラーへの支援／社会教育における人権教育の推進／若者の自立支援／若者の就労支援　など

（３）高齢者問題
相談支援体制の充実／虐待の防止と権利擁護／認知症対策の充実／介護保険サービスの充実／社会参加の促進／雇用機会の拡大／災害時支援体制の整備　など

（４）障害者問題
障害者の権利と社会参加に関する啓発の推進／相談支援体制の整備／雇用の促進／インクルーシブ教育システムの構築／福祉サービスの充実／虐待の防止と権利擁護　など

（５）同和問題
啓発の推進／学校教育・社会教育を通じた学習機会の充実／相談支援の充実／インターネットを通じた人権侵害への対応／教育や労働、生活等にかかわる課題の解消の取組／実態把握　など

（６）外国人問題
多文化共生社会の実現／日本語学習機会の提供／学校教育における支援と国際理解教育の推進／ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済／災害時における外国人支援　など

（７）個人情報
個人情報の保護の取組／個人情報の適切な利用と管理についての体制整備

（８）インターネットを通じた人権侵害
インターネット上の権利侵害に関する相談・支援の充実／子どものインターネット利用に関する権利保障の確保／インターネット上での人権侵害行為への対応／デジタル・ディバイド対策の推進

（９）性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）
適切な啓発と情報提供／学校教育における配慮／多様な性のあり方を反映したライフスタイルの保障／相談支援の充実／性別記載欄の配慮　など

（10）さまざまな人権問題
人権文化の確立に向けた啓発の推進／新しい課題に開かれた人権行政の推進（各種ハラスメント問題など）

２　人権行政の推進

「人権意識の高揚」、「人権の擁護」を基本に市人権行政を推進

１　人権意識の高揚を図るための施策

（１）人権教育・啓発の推進
①人権啓発推進体制の確立
②人権教育の充実
③人権に関する学習機会の提供
④就労の場における人権文化の醸成
⑤地域における人権文化の醸成
⑥家庭における人権教育の推進

（２）人権教育・啓発に取り組む指導者の養成
①指導者・ボランティアの育成　③自ら学び、行動する消費者市民の育成
②当事者グループの支援と協働

（３）市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進
①ＮＰＯ・地域団体等の支援　③当事者の参加の推進
②市民参加によるまちづくりの推進

（４）人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実
①人権に関する情報収集・提供機能の充実
②人権教育・啓発に関する調査・研究
③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

（５）教育の機会均等の確保と学習の場の充実
①教育の機会均等の確保と学習の場の充実
②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供

２　人権擁護に関する施策

（１）市民の主体的な判断・自己実現の支援
①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減
③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

（２）人権にかかわる総合的な相談窓口の整備
①人権にかかわる相談窓口の整備
②庁内外の連携の推進
③相談事例等を通じた実態把握

（３）人権救済・保護体制の充実
①人権救済・保護体制の強化
②関係機関との連携の強化
③地域における人権侵害の防止と保護・救済
④就労の場における人権侵害からの保護・救済
⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

３　計画の推進体制等

１　計画の推進体制

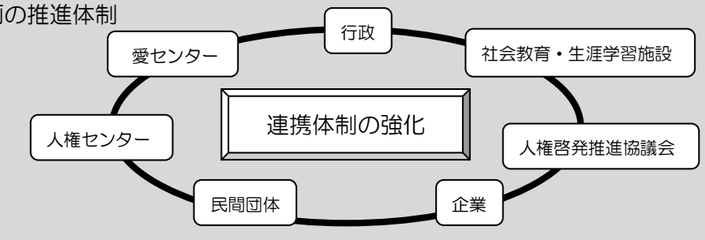

事業の検証・評価が可能な体制整備

２　計画の評価と進行管理（ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理）

- **Ａ　見直し（Action）**
  ・事業内容の改善・見直し
- **Ｐ　計画策定（Plan）**
  ・審議会の議論を踏まえた策定
- **Ｃ　評価（Check）**
  ・自己点検、審議会・当事者等の評価
- **Ｄ　推進（Do）**
  ・計画に基づく事業の実施

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	1	ローズＷＡＭ講座等の開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 〔概要〕各種講座を実施 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕市民 〔参加者〕7,632人 〔テーマ〕男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか 〔場所〕男女共生センターローズWAM	チャレンジ企画やジョイント企画等、市民とともに取り組んだ講座で参加者の増加をみることができ、共創の取組が進んだ。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していくなど、センターの存在意義を高めていく必要がある。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	2	「男女共生センターローズＷＡＭ事業概要」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画計画に基づく実施事業をとりまとめ、今後の事業推進の資料とする。 〔概要〕年間を通して、実施した講座や事業内容についてまとめた冊子を発行 〔種別〕冊子 〔発行月〕6月 〔発行部数〕70部（ホームページにも掲載）	男女共生センターローズＷＡＭ事業概要を作成し、関係団体などに配布するなど、男女共同参画に関する事業を広く市民に周知することができた。	いばらきジェンダー平等プランの目標達成に向けての進捗状況などが把握できるような表現の必要性がある。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	3	「男女共生センターローズＷＡＭ情報誌」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共生センターローズWAMでの講座等を情報発信し、男女共同参画社会への啓発とする。 〔概要〕WAM通信を年1回発行 〔種別〕冊子、ホームページ 〔発行月〕11月 〔発行部数〕10,000部	WAM通信を作成し、男女共同参画に関するトピック記事や講座等の情報を発信することで、男女共同参画社会への啓発となった。自治会を通じての回覧を廃止しホームページで閲覧しやすい形に変更した。	より多くの市民に目をとおしていただけるような発信方法の工夫として、ホームページで閲覧しやすい形に変更した。今後もさらに発信方法を工夫していく必要がある。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	4	憲法月間記念講演会の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕憲法第11条に定められた永久不可侵の基本的人権について、市民の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕憲法月間(5月)に著名人を招き、人権に関するテーマで講演会を実施 〔実施日〕5月9日 〔対象者〕市民 〔参加者〕会場入場221人、オンライン視聴回数延べ337回 〔テーマ〕「夢を追う全盲のドラマーと家族の絆」 〔講師〕酒井　響希さん（ドラマー） 〔場所〕茨木市市民総合センターセンターホールとオンライン配信により実施	会場入場とオンライン配信を実施した。講演内容は、講師のお母さまから講師の生い立ち・障がいとの向き合い方について講演いただいた後、ドラムの演奏やトークセッション、大阪府人権作文コンクール最優秀賞受賞作の朗読といった構成で、会場の皆様へ障がいのあるなし関係なくお互いを尊重する社会の実現について熱く語りかけていただき、高い評価を得られた。	参加人数の増及び参加者の意識向上のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。引き続き、啓発効果の高い手法及び内容等の検討が必要である。

体系（大）	体系（中）	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	5	人権啓発講演会の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。 〔概要〕講師を招き､人権に関するテーマで講演会を実施 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①7月12日②11月29日③3月14日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①14人②14人③11人 〔テーマ〕①人権講座（あらためて、いのち・愛・ゆめセンターって何だろう？）②人権講座（ふーどばんくOSAKAの取組について学ぶ）③人権講座（大阪しあわせネットワークの取組を学ぶ） 〔講師〕①大北規句雄（追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師）②森本範人（ふーどばんくOSAKA事務局長）③山下拓真、佃今日子（大阪府社会福祉協議会） 〔場所〕豊川いのち・愛・ゆめセンター (2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①1月22日②2月3日③2月27日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①55人②73人③83人（現地聴講・後日録画配信含む） 〔テーマ〕①人権先進国スウェーデンで学んだ講談師が語る～違いがあるからおもしろい　道は一本じゃない～②歩くことは生きること！～山・旅・人生の途中で見つけた意識の転換点～③「ほっとるーむ物語」～不登校で居場所にやってくるこどもたちの声から～ 〔講師〕①玉田玉秀斎（講談師）②稲葉香（ヒマラヤを歩く美容師・ネパール探求家）③幸重忠孝（NPO法人こどもソーシャルワークセンター理事長） 〔場所〕沢良宜いのち・愛・ゆめセンター (3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①11月11日②12月13日③1月24日④2月21日⑤3月14日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①8人②50人③11人④13人⑤11人 〔テーマ〕①“つながり”づくりが防災の最大の“備え”②地域でハンセン病問題を考える③暮らしの中にある差別・排除を考える④共生のまちづくり⑤“ふつう”って何？」無意識の中の偏見に気づく/アンコンシャス・バイアスを考える 〔講師〕①加藤康裕（元毎日放送アナウンサー）②斎藤貞三郎（毎日新聞社社会部記者）、高橋幸彦（医療法人清風会茨木病院名誉院長）阿部海太郎（作曲家/ＮＨＫ番組音楽担当）、門林真人（ハンセン病問題を考えるネットワーク泉北代表）③④⑤大北規句雄（追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師） 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター	（豊川） 豊川エリアの社会資源について、人権的な課題を含めて、紹介するというやり方で実施した。また、様々な取組を学ぶことで支援者側として社会貢献を学ぶ場を提供できた。 （沢良宜） 現地聴講と後日録画配信により多くの方に聴講いただくことができた。また、テーマも様々で、タイムリーな話題を取り上げたことで、聴講者の意識が非常に高く、質問もたくさん出て有意義なものとなった。市外からの参加者も多かった。 （総持寺） 身近なテーマや地域でのつながりなど、人権問題について幅広く、また理解しやすい連続講座を実施できた。地域の方等、センターに関わりのある方にも登壇いただいた。	旬な話題を取り入れたテーマを設定する等、常に人権に関するアンテナ感度を高める必要があり、また、より多くの方に聴講いただくための周知等についてはまだまだ課題がある。 今後も府内外問わず各種人権研修や講演会等に積極的に参加することで情報収集及び講師発掘を行うとともに市のSNSをはじめ、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	6	懸垂幕の掲出	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	･人権･平和に関する啓発 「そのひと言　言い出す勇気　とどまる勇気」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」 ･男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう!」	人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。 継続して実施する。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	7	啓発紙「虹のひろば」の発行支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧。 〔種別〕啓発紙 〔発行日〕2月15日 〔発行部数〕13,600部	戦後80年を迎えてをテーマに特集記事を掲載し、戦争体験の語り部をされている三戸森鳶子さんの講演や小・中学校での平和学習の取組等タイムリーな記事のほか、人権作品や人権啓発推進協議会の活動等、地域で人権啓発を進める取組について掲載した。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。 継続して実施する。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	8	メンタルヘルス等に関する啓発	健康づくり課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕こころの健康づくりを推進する。 〔概要〕専門家、識者による講演会を実施。 〔実施日〕1月31日 〔対象者〕自殺対策ネットワーク連絡会の会員および市民 〔参加者〕121人 〔場所〕おにクルきたしんホール	困難なことに対して逃げずに立ち向かうべきという考えがある中で、本講演会では困難に対する対処法として「逃げる」「隠れる」「離れる」といった新たな視点を桃太郎の物語に置き換えて理解を深めた。 事後アンケートでは、参加者の94%が「満足」との回答だった。	毎回タイムリーなテーマを設定し、全国的にも名の知られた講師を招いて質の高い講演会を開催できている。今後も引き続き継続していく。 課題としては、寒い時期ということもあるのか集客に苦労する傾向があり、さらなる周知に努めたい。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	9	児童虐待防止に向けた取組(児童虐待防止推進月間)	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	大きな社会問題となっている、児童虐待の状況に対して、広く市民に児童虐待防止の啓発を行った。 ・年間を通じて市内を走行する路線バス側面に広告を掲出 ・11月に路線バス扉横シートに児童虐待防止の広告を掲出 ・市公用車に啓発マグネットシートを貼付 ・来庁者向けにオレンジリボンのツリーやカプセルトイを庁舎に設置 ・市民とLEDランタンを空にかかげるイベントを実施 ・児童福祉に関連する職務に従事する職員にオレンジリボンの着用を依頼　などを実施した	児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、特に、こどもの生命が奪われるなど、痛ましい事件は後を絶たない。児童虐待の問題は、社会全体が継続して取り組む、重大な課題である。児童虐待を未然に防ぐための、具体的な数値目標を立てることは困難であるが、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる、企画、事業展開を行うことができた。	児童虐待に関する事件は社会に与える影響も大きく、依然として後を絶たないため、引き続き、啓発活動を通じて、児童虐待の防止及び早期発見に努める。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	10	ごみ集積場所看板に標語の印刷	環境事業課	(10)さまざまな人権問題	ごみ集積場所看板に「守ろう人権・許すな差別」の標語を記載し、人権啓発を図っている。	看板に標語を記載することで、ごみ集積場所を利用する関係住民等に人権への関心と理解を得る機会を提供することができた。	引き続き人権啓発を図る。
1	(1)	①人権啓発推進体制の確立	11	人権教育夏季研究集会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕教職員の人権尊重の精神･意識を高める。 〔概要〕人権教育夏季研究集会 〔実施日〕7月22日 〔対象者〕幼・小・中学校園教職員 〔テーマ〕誰もが『自分』を生きる力を ～「外国人」と「部落問題」から考える多様性社会～（ハイブリッド） 〔講師〕　公益財団法人とよなか国際交流協会　事業主任 三木幸美	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	ハイブリット型研修は参加のしやすさや多人数参加できるが、現地参加者とオンライン参加者との学びの深まりや一体感に差がでている。できるだけ広い研修会場を設定するとともにオンラインも合わせて行っていく。
1	(1)	②人権教育の充実	12	広報いばらきの発行	まち魅力発信課	(10)さまざまな人権問題	各課が所管する人権関連の記事を広報誌に掲載し、市民の人権意識の啓発に務めた。	より多くの方々に広報いばらきを読んでいただけるよう誌面作りに工夫を重ねた。	今後も継続して各課所管の人権啓発記事を掲載する。
1	(1)	②人権教育の充実	13	生涯学習情報誌「Ｎｅｘｔ　Ｓｔａｇｅ」の発行	文化振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 人権問題を生涯学習のテーマのひとつとして､身近な学習の場を提供し人権意識の高揚を図る。 〔事業内容〕 市や市の関係団体、国・府の機関、市内大学・病院が実施する人権講座等の生涯学習情報を集約し、紙媒体・HPにて生涯学習情報を発信する。 〔発行月〕8月、12月、4月/年3回 〔発行部数〕各4,300冊発行	昨年度から引き続き、生涯学習情報を集約するとともに、HP等による情報発信を行った。	生涯学習情報を必要としている世代に対して情報発信方法を検討する必要がある。
1	(1)	②人権教育の充実	14	「男女共同参画計画実施状況報告書」の発行	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。 〔公表方法〕市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」	取組に対する評価と課題を各担当課で記載することによって、各課の事業の進捗状況が明確になった。	担当課によって意識の違いがあるため、今後も男女共同参画の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。
1	(1)	②人権教育の充実	15	「男女共同参画情報誌」の発行	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	小学生、中学生に人権・男女共同参画啓発カレンダーを配布した。 ・小学4年生向けカレンダー 4コマまんがで考えよう　人権ってなんだろう？1,000部発行 ・中学1年生向けカレンダー みんなでHappyにニャろう!!～身のまわりの人権を考える～3,600部発行	市内小学校、市内中学1年生にカレンダーを配布するとともに、各教室にも掲示してもらい、通年を通して、身の回りの様々な人権課題に気づくきっかけとなる情報を提供することができた。	小学4年生に配布していたリーフレットをカレンダーに変更したことで、より長期間使用してもらえるものとなった。 引き続き、用語や掲載情報について見直していく必要がある。わかりやすい表現を意識するとともに、必要に応じて新しいテーマを取り入れた情報内容とする。

体系（大）	体系（中）	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	②人権教育の充実	16	デートDV予防啓発	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	デートDV予防啓発冊子を中学2年生に配布するとともに、市広報誌やホームページに啓発冊子を掲載し、周知を図った。	啓発冊子の周知に取り組むことで、中学校や高校の授業の中で活用してもらうこととなり、学生がデートDVについて学ぶきっかけにつなげることができた。	より多くの人に啓発冊子を活用してもらう必要がある。 啓発冊子の効果的な活用方法を検討しながら、引き続き、啓発活動に取り組む。
1	(1)	②人権教育の充実	17	「地域情報誌（紙）」の発行	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕いのち･愛･ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し､センターの利用促進及び人権啓発を推進する。 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「ｉセンターだより」 〔発行部数〕年2回、各4,850部〔対象〕豊川中学校区 ②地域情報誌「るーぷ豊川」 〔発行部数〕年2回、各4,850部〔対象〕豊川中学校区 (2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「ｉセンターだより」 〔発行部数〕年4回、各7,500部〔対象〕主に葦原小学校区 (3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「ｉセンターニュース」 〔発行部数〕年2回、各11,000部〔対象〕三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」 〔発行部数〕年2回、各11,000部〔対象〕三島中学校区	カラー印刷や、漢字等にはふりがなを入れることを徹底し、誰にでも読みやすい誌面を心がけて作成した。（豊川） 多くの人に手に取り読んでもらうため、文字が多くなり過ぎないよう、写真や絵、図等で情報を発信するとともに、詳細情報は市ＨＰから情報収集してもらえるようコードの掲載を多用した。（沢良宜） カラー印刷に伴い色使いやレイアウトにも工夫を施し、興味を持って見ていただける誌面になるように作成した。（総持寺）	各センターとも年2回または4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。また、発行主体の自己満足にならないよう、地域情報を盛り込み、地域に密着した情報を発信できるようアンテナを張る必要がある。 今後も参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう見直しを行い、地域の各種団体等との連携を密にし、不断の情報交換を心掛けていく。
1	(1)	②人権教育の充実	18	人権作品募集及び表彰の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民に同和問題をはじめとする人権問題を啓発し、人権尊重の精神の徹底を図る。 〔概要〕 (1)茨木市人権啓発推進協議会が①作文・詩②標語③ポスター・写真 (2)総持寺いのち・愛・ゆめセンターで①ヒューマンワード②標語を募集 〔対象者〕 (1)15歳以上の市内在住・在学・在勤者 (2)市内在住・在学・在勤者 〔表彰日〕 (1)12月18日 (2)3月1日	(1)多数の応募があり、標語が11点、作文・詩が5点、ポスターが8点入選した。 (2)ヒューマンワード2025大賞が1点、選考会推薦ワードが2点入選した。	市民参加により人権問題を啓発できる取組であることから継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	②人権教育の充実	19	茨木市人権擁護委員会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権擁護委員法の主旨に則り、自由人権思想の普及高揚と基本的人権の擁護に資するため、委員会を組織し円滑な活動を図る。 〔概要〕職務に関する情報の収集や研究を行い、市と連携して相談や啓発活動を行う。 【「人権の花」運動】 〔概要〕小学校に花の球根を贈呈し、花を育てる活動を通じて児童に豊かな人権感覚を育む。あわせて人権教室を実施する。 〔実施日〕10月22日 〔参加者〕3年生児童27名 〔場所〕市立小学校（毎年1校） 【こどもの人権教室】 〔概要〕学童保育室入室児童を対象に人権教室を実施 〔実施日〕6月～12月（9回） 〔参加者〕738人 〔場所〕市立学童保育室（6か所） 【いばらき×立命館DAY2025への出展】 〔概要〕絵本の読み聞かせをとおして人権について学んでもらう機会を提供するとともに、啓発物品の配布を行う。 〔実施日〕5月18日 〔場所〕立命館大学大阪いばらきキャンパス 【人権週間街頭啓発キャンペーン】 〔概要〕啓発物品を配布 〔実施日〕12月1日 〔場所〕阪急茨木市駅前・JR茨木駅前 【人権擁護委員による人権相談】 〔実施日〕毎月第2・第4木曜日 〔場所〕茨木市役所南館1階市民生活相談課 〔相談件数〕3件	小学校における「人権の花」運動や学童保育室における人権教室等を通して、こどもたちに人権について考えてもらう機会を提供することができた。また、イベントへの出展や人権週間街頭啓発キャンペーンの実施などにより、広く市民に啓発を行うことができた。 人権相談については相談件数は多くはないが、市民の人権に関する困りごとを解決するための一助となった。	「人権の花」運動は市立小学校で毎年1校ずつ実施しているが、あわせて行っている人権教室では当初から同じ教材を使用しているため、社会状況等の変化に伴い、教材の見直しが必要になってきている。 また、人権週間街頭啓発キャンペーンの実施方法（場所や時間帯等）について、より効果的な啓発を行えるよう、検討していく必要がある。 引き続き、人権擁護委員と連携しながら、啓発の方法を検討・研究していくとともに、市広報誌やホームページ、イベント等を通して、人権擁護委員や相談窓口の周知に努めていく。
1	(1)	②人権教育の充実	20	人権作品の募集及び発表会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権尊重の精神の高揚と同和問題をはじめとする人権問題の啓発を図るため 〔概要〕ポスター・絵画・標語・作文・詩	児童・生徒の作品を通じて人権教育の実践を進めることができた。	全校参加できていない。日常の実践と結びつけ作品の交流ができる場を工夫する。
1	(1)	②人権教育の充実	21	茨木市人権教育研究協議会との連携	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	教職員の経験や意識の差により人権教育実践内容に幅が見られる。日常の教育活動とむすびつけ教職員が継続的に学び合える環境づくりを推進する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	22	広報ビデオ・DVDの貸出	まち魅力発信課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	各課で制作したDVD・ビデオの貸出を行った。	年間の貸出件数は0件であった。	貸出件数の状況を鑑み、事業の継続について引き続き検討する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	23	生涯学習センター講座の開催	文化振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕 親鸞の言葉を手がかりに、日常生活や現代社会を考える。 〔事業内容〕 市×立命館大学連携講座「親鸞の言葉に学ぶ」 〔参加者〕 ・令和7年4月～令和8年3月、計12回開催、参加者258人 〔開催場所〕 茨木市立生涯学習センター	受講生が親鸞の言葉をきっかけに、自分自分と向き合う機会を提供することができた。	令和8年度は休講しており、令和9年度に再開予定である。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	24	男女共同参画推進本部研修会の開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔概要〕男女共同参画（ジェンダー平等）の視点からの防災をテーマとした男女共同参画推進に関する職員研修 〔日時〕2月17日（火） 〔対象〕本市の管理職員、各所属部長から推薦された職員 〔参加者〕46人	防災からジェンダー平等の視点を学ぶことで、平常時からジェンダー平等に取り組む重要性について考えることにつながった。	研修会のテーマや構成を工夫し、継続して実施する必要がある。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	25	パネル展等の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図るため､情報提供を行う。 〔概要〕いのち･愛･ゆめセンターで①非核平和展、②ダイバーシティアート展「創楽（SORA）」を実施（おにクル会場では、「おにも見にクルアート展」の一環として実施、人権センターも共催） 〔日時〕①豊川7月26日～8月20日、沢良宜7月17日～7月31日、総持寺8月25日～9月2日 ②おにクル12月3日～12月6日、沢良宜12月10日～12月14日、総持寺12月16日～12月20日、豊川12月23日～12月27日	アート展は、障害者だけでなくあらゆる人権課題の啓発を鑑みダイバーシティアート展として開催した。おにクル会場では、障害福祉課や障害福祉事業所等と共催で、展示・販売のほか出展者交流会やワークショップを実施した。	打合せ会議を減らしながらも、多機関連携を柔軟に行い、様々な展示作品を集めて開催することができたが、一部の職員に負担が偏ったところがある。 引き続き、取組の課題整理とマニュアル化、そして役割のローテーションを行い、次年度以降の実施に向けて、省力化を図る。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	26	非核平和展の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔概要〕テーマを定めて絵画や写真、ポスターをパネル展示など工夫を凝らした平和展を開催。非核平和展の企画として、人権について映画上映会と講演会を実施する。 〔実施日〕8月5日～8月10日 〔来場者数〕2,000人 〔テーマ〕高校生が描いたヒロシマ「原爆の絵画展」、戦意高揚当時のポスター・雑誌等の展示、「戦時下のいばらき」パネル展、村山康文写真展「それぞれのベトナム戦争ー戦争終結から50年」、小原一真写真展「境界線上のプラットフォーム（ロシア・ウクライナ戦争ドキュメンタリープロジェクト）、アニメ上映「おまえうまそうだな」、キッズガイド、平和絵本読み聞かせ、戦争や平和に関する講演など 〔場所〕茨木市文化・子育て複合施設おにクル　オープンギャラリー・エントランス広場・きたしんホール	戦後80年として、例年の関係団体等によるパネル展示、こども向けの映画上映や講演会のほか、新たな取組としてキッズガイドを実施することにより、次世代に向けても啓発を図ることができた。前年度と同じおにクルを会場としたことで、前年度並みの来場者があり、またアンケートの満足度も高い評価を得る等の成果があった。	戦争体験者の高齢化が進み、直接的な「語り」の継承がいよいよ難しい状態となっており、戦争の記憶を次世代へつなぐ方法を検討し、実施する必要がある。 毎年同じ作品を展示している印象を与えてしまっているため、企画・内容を精査するとともに、展示内容の見せ方を工夫していく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	27	人権講演会の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権意識の普及・高揚を図る。 〔概要〕茨木市人権センターによる講演会を実施 〔実施日〕5月29日 〔対象者〕市民 〔参加者〕293人 〔テーマ〕日本とチベット異文化を超えて 〔講師〕バイマーヤンジンさん（歌手） 〔場所〕茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)センターホール	日本との文化の違いに戸惑いながらも歩んできた道のりについて、お話いただくとともに歌を披露していただいた。 市人権啓発推進協議会結成50周年記念式典に実施し、会員のみならず、一般の方の参加も非常に多く、大盛況であった。	引き続き、参加者を確保するために、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要である。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	28	人権を考える市民のつどいの共催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権意識の普及・高揚を図る。 〔概要〕12月4日から10日までの「人権週間」にあわせて、著名人を招き、茨木市人権センターや教育委員会と共催で講演会を実施 〔実施日〕12月18日 〔対象者〕市民 〔参加者〕会場入場276人、オンライン配信の視聴回数延べ208回 〔テーマ〕知ってほしい、LGBTQのこと～これが私。自分らしく生きるために～ 〔講師〕KABA.ちゃんさん(タレント・振付師) 〔場所〕市民総合センター(クリエイトセンター)センターホール	会場入場とオンライン配信を実施した。（講演）トークショーの前に、府立茨木高校ダンス部によりダンスを披露していただいた。トークショーは、講師の生い立ちや、性の違いを感じた時から現在に至るまでの経過を包み隠さずお話いただき、LGBTQの学びを深めることができた。	引き続き、参加者を確保するためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。 多くの方に来ていただくためには、著名人を招くことが重要であるが、早めの人選が必要である。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	29	人権バスツアーの支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権に関する施設や地域を訪れることにより、人権意識の向上をめざす。また人権問題への関心を持ってもらう機会とする。 〔概要〕茨木市人権センターによる人権関係施設等の現地研修 〔実施日〕10月8日 〔対象者〕市民 〔参加者〕34人 〔内容〕川村義肢㈱、堺市立平和と人権資料館	義肢装具の歴史、障害者の配慮義務について、お話をきくとともに、工場見学で装具を実際に体験するなど、普段できない経験をされた。また、戦後80年を迎えるにあたり、当時の現状を詳しくお話いただき、戦争の悲惨さを実感することができた。	市民の皆様に興味を持ってもらう人権課題や訪問先を研究し、継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	30	親子人権バスツアーの支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権に関する施設や地域を訪れることにより、人権意識の向上をめざす。また人権問題への関心を持ってもらう機会とする。 〔概要〕茨木市人権センターによる人権関係施設等の現地研修 〔実施日〕7月25日 〔対象者〕市内在住の小、中学生とその保護者 〔参加者〕23人 〔場所〕川村義肢・大阪高等裁判所	大阪地方・高等裁判所では、普段見ることがない法廷の様子を、川村義肢では車椅子の試乗体験や義肢装具の製造工程を見学した。参加人数枠がすぐに埋まり、また参加者の満足度も高いものとなった。	親子、特にこどもが興味を持つ人権課題を研究し、継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	31	市民人権講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識向上に向け、昼間の講演会に参加しにくい市民を対象とした人権講座を開催する。 〔概要〕茨木市人権センターによる夜間での人権講座の実施 〔実施日〕①6月26日②9月25日③11月27日④3月24日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①17人②24人③23人④48人 〔テーマ〕①多世代・多文化の人たちと、共に暮らすまちづくりを②ヤングケアラーのためにできること③障害はどこにある④おとなの福祉教室 〔講師〕①西村聖子さん（日本語講師）塩出百合子さん（NPO法人大阪国際文化協会）②吹上智恵さん（こども政策課）③三井孝夫さん（自立支援センターリアライズ理事長）④舟木奈緒美（菜の花障害者支援センター）藤岡有美子（ほくせつ24） 〔場所〕①おにクル会議室2②ローズWAM501・502③おにクル会議室2④合同庁舎大会議室	講演内容は、本市が取り組んでいる多文化共生・ヤングケアラー・障がい者が抱える諸問題など、さまざまな人権課題を取り上げ、参加者にも高い評価を得られた。また、他機関と連携した講座も実施することができ、今後の開催方法の検討に役立てることができると捉えている。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。 社会情勢や時代のニーズに合った内容・手法の検討等、効果的な講座を継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	32	人権啓発研修会の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権啓発を推進する人材の育成 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会による人権をテーマにした研修会 〔実施日〕①10月30日②11月20日③11月26日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①39人②37人③28人 〔テーマ〕①戦後80年　戦争体験を今に伝えたい②子どものエンパワメント～子どもと「共に生き、共に笑う」ために出来ること～③異文化との出会い～2人の女性の人生を追体験しましょう～ 〔講師〕①三戸森鳶子さん（戦争被爆体験の語り部）②田上時子さん（NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長）③大原和子さん・ミンナトゥッラー弘美さん（ヒューマンライツアドバンス堺・外国人夫と自営業を営む） 〔場所〕①クリエイトセンター2階多目的ホール②クリエイトセンター2階多目的ホール③ローズＷＡＭ501・502	さまざまな人権課題のテーマを提供し、市民の皆様のニーズに合った内容であり、講演内容は高い評価を得られた。	啓発の推進のためさらに参加者を増やす必要がある。 社会情勢や時代のニーズに合った内容を選定するなど、効果的な講座を継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	33	茨木市人権教育夏季研究集会(市民啓発分科会)の開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域で進める人権教育の取組について共に考える。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会による草の根の人権啓発の報告会(茨人研等と共催、教育委員会の後援) 〔実施日〕7月23日 〔対象者〕市民 〔参加者〕132人 〔テーマ〕実践報告①大池小学校区人権啓発推進委員会の活動について②他人ごとを自分ごとに一復興支援してたら、まさかの備えが出来ていたー 〔講師〕①吉田明弘さん（大池小学校区人権啓発推進委員会会長）・山下雅充さん（清溪小学校長・前大池小学校長）②和太鼓Do-Da(和太鼓演奏者、café D経営) 〔場所〕おにクル1階きたしんホール	社会情勢や市民の皆様のニーズに合った内容であり、講演内容は高い評価を得られた。	地域での人権問題に取り組む実践報告を掘り起し、継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	34	ローズＷＡＭ講座等の開催（再掲）	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画社会の実現をめざして､さまざまな機会を通して学習･啓発の充実を図る。 〔概要〕各種講座を実施 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕市民 〔参加者〕7,632人 〔テーマ〕男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか 〔場所〕男女共生センターローズWAM	チャレンジ企画やジョイント企画等、市民とともに取り組んだ講座で参加者の増加をみることができ、共創の取組が進んだ。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していくなど、センターの存在意義を高めていく必要がある。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	35	憲法月間記念講演会の開催（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕憲法第11条に定められた永久不可侵の基本的人権について、市民の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕憲法月間(5月)に著名人を招き､人権に関するテーマで講演会を実施 〔実施日〕5月9日 〔対象者〕市民 〔参加者〕会場入場221人、オンライン視聴回数延べ337回 〔テーマ〕「夢を追う全盲のドラマーと家族の絆」 〔講師〕酒井　響希さん（ドラマー） 〔場所〕茨木市市民総合センターセンターホールとオンライン配信により実施	会場入場とオンライン配信を実施した。講演内容は、講師のお母さまから講師の生い立ち・障がいとの向き合い方について講演いただいた後、ドラムの演奏やトークセッション、大阪府人権作文コンクール最優秀賞受賞作の朗読といった構成で、会場の皆様へ障がいのあるなし関係なくお互いを尊重する社会の実現について熱く語りかけていただき、高い評価を得られた。	参加人数の増及び参加者の意識向上のためには、啓発手法、テーマ設定、講師の選定等、総合的に検討することが必要となっている。引き続き、啓発効果の高い手法及び内容等の検討が必要である。

体系（大）	体系（中）	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	36	人権啓発講演会の開催（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚と人権が尊重される社会の実現を図る。 〔概要〕講師を招き､人権に関するテーマで講演会を実施 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①7月12日②11月29日③3月14日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①14人②14人③11人 〔テーマ〕①人権講座（あらためて、いのち・愛・ゆめセンターって何だろう？）②人権講座（ふーどばんくOSAKAの取組について学ぶ）③人権講座（大阪しあわせネットワークの取組を学ぶ） 〔講師〕①大北規句雄（追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師）②森本範人（ふーどばんくOSAKA事務局長）③山下拓真、佃今日子（大阪府社会福祉協議会） 〔場所〕豊川いのち・愛・ゆめセンター (2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①1月22日②2月3日③2月27日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①55人②73人③83人（現地聴講・後日録画配信含む） 〔テーマ〕①人権先進国スウェーデンで学んだ講談師が語る～違いがあるからおもしろい　道は一本じゃない～②歩くことは生きること！～山・旅・人生の途中で見つけた意識の転換点～③「ほっとるーむ物語」～不登校で居場所にやってくるこどもたちの声から～ 〔講師〕①玉田玉秀斎（講談師）②稲葉香（ヒマラヤを歩く美容師・ネパール探求家）③幸重忠孝（NPO法人こどもソーシャルワークセンター理事長） 〔場所〕沢良宜いのち・愛・ゆめセンター (3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター 〔実施日〕①11月11日②12月13日③1月24日④2月21日⑤3月14日 〔対象者〕市民 〔参加者〕①8人②50人③11人④13人⑤11人 〔テーマ〕①“つながり”づくりが防災の最大の“備え”②地域でハンセン病問題を考える③暮らしの中にある差別・排除を考える④共生のまちづくり⑤“ふつう”って何？」無意識の中の偏見に気づく/アンコンシャス・バイアスを考える 〔講師〕①加藤康裕（元毎日放送アナウンサー）②斎藤貞三郎（毎日新聞社社会部記者）、高橋幸彦（医療法人清風会茨木病院名誉院長）阿部海太郎（作曲家/ＮＨＫ番組音楽担当）、門林真人（ハンセン病問題を考えるネットワーク泉北代表）③④⑤大北規句雄（追手門学院大学・桃山学院大学非常勤講師） 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター	（豊川） 豊川エリアの社会資源について、人権的な課題を含めて、紹介するというやり方で実施した。また、様々な取組を学ぶことで支援者側として社会貢献を学ぶ場を提供できた。 （沢良宜） 現地聴講と後日録画配信により多くの方に聴講いただくことができた。また、テーマも様々で、タイムリーな話題を取り上げたことで、聴講者の意識が非常に高く、質問もたくさん出て有意義なものとなった。市外からの参加者も多かった。 （総持寺） 身近なテーマや地域でのつながりなど、人権問題について幅広く、また理解しやすい連続講座を実施できた。地域の方等、センターに関わりのある方にも登壇いただいた。	旬な話題を取り入れたテーマを設定する等、常に人権に関するアンテナ感度を高める必要があり、また、より多くの方に聴講いただくための周知等についてはまだまだ課題がある。 今後も府内外問わず各種人権研修や講演会等に積極的に参加することで情報収集及び講師発掘を行うとともに市のSNSをはじめ、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	37	認知症サポーター養成講座の実施	長寿政策課	(3)高齢者問題	認知症への理解を深めるための普及・啓発を行った。 認知症サポーター養成講座 ・回数：38回 養成数：473人	地域住民、小高大学生に加え、企業向けの講座を開催し、認知症への理解を深めることができた。	各所からの開催依頼が減少しているが、活動できる講師の数が少なく、講座の積極的な周知・啓発が難しい。活動できる講師を増やすため、引き続きキャラバンメイトの活動支援を行う。また、市関連施設での講座開催を支援し、市民の学習機会の確保と講座の周知に努める。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	38	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催	障害福祉課 長寿政策課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。 【連絡会】 〔概要〕資料送付による情報共有 〔実施日〕10月1日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔送付先〕55団体 【研修会】 〔概要〕虐待に関する知識習得 〔実施日〕1月28日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕118人 〔テーマ〕虐待防止と権利擁護 〔講師〕大阪歯科大学 医療保健学部 口腔保健学科 社会福祉士コース　講師　髙井　裕二 氏 〔場所〕茨木市役所　南館10階大会議室	令和6年度まで連絡会を対面開催していたが、令和7年度より担当課が虐待概況資料の送付・構成団体からの共有事項募集という情報共有の形式へ変更した。 連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるとともに、虐待への対応方法を考えるだけではなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。	連絡会・研修会については引き続き、虐待に関する知識向上のために実施する必要があるものと考える。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	39	ゲートキーパー養成講座	健康づくり課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成する。 〔概要〕ゲートキーパー養成講座を実施。 〔実施日、参加者、場所〕①4月25日、250人、中学校、②5月26日、30人、地域、③6月2日、735人、中学校、④6月6日、164人、中学校、⑤7月8日、10人、大学、⑥7月11日、50人、地域、⑦7月22日、40人、大学、⑧8月9日、10人、地域、⑨9月5日、50人、企業、⑩9月18日、137人、高校、⑪9月24日、7名、中学校、⑫9月30日、18人、地域、⑬1月21日、30人、地域、⑭3月8日、17名、市民	地域、学校への周知・啓発に努め、参加者数が昨年度から増えた。 内容については、申込団体との事前打ち合わせを行い、参加者の特性、ニーズに沿ったものになるよう工夫した。 高齢者に対しては保健師と協働し心と身体に関連性を持たせた内容にした。こども・若者に対しては、セルフケアやコミュニケーションスキルに力点を置いた。	令和7年度は学校への出前授業に力を入れた。ただ、こころの健康づくりに関心を持ってくれる学校からの受講申し込みは一通り終わった印象で、今年度(令和8年度)は回数、受講者数とも減少傾向になる見込みである。これまでのようにリクエストを受けて講座を実施するだけでなく、講座をこちらから企画して参加を呼び掛けるスタイルでの実施も積極的にしていきたい。

体系（大）	体系（中）	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	40	介護認定審査会委員研修会の実施	介護保険課	(3)高齢者問題	①大阪府が実施する研修会 〔目的〕審査会委員の人権意識の向上を図る。 〔概要〕新規委員研修会を実施 〔実施日〕5月24日、7月8日～同年9月6日まで動画配信により研修 〔対象者〕介護認定審査会委員 〔参加者〕5人	公平・公正な審査判定が行えるよう大阪府が実施する研修を周知した。	本市が実施する研修（令和5・6年度）については、例年講演を依頼する講師が同じであり、新たな講師やテーマ設定が必要である。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	41	子育て支援課職員等研修会の実施	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕各種研修の実施 〔対象者〕一時保育保育士、ファミリーサポートセンター会員、地域子育て支援拠点事業スタッフ等 〔目的〕子育て支援に関わる職員等に対して、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める。 〔実施日〕①10月21日(火)、②10月27日(月) 〔テーマ〕①こどもの虐待について ②男女共同参画と家族での子育てについて 〔参加人数〕①21人、②22人 〔場所〕①茨木市文化・子育て複合施設おにクル ②男女共生センターローズWAM	平成29年度から、他の子育て支援事業の職員等と一時保育保育士の研修を合わせて実施しており、研修の実施は定着してきている。 令和2年度から地域子育て支援者研修の中で開催した。子育て支援に関わる職員として、人権意識の向上につながっている。	研修内容は、今後も継続的な見直しを図りつつ、実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	42	保育所職員研修の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕人権保育研修　人権啓発推進を行った。 〔対象〕保育所（園）認定こども園、小規模保育所、全職員 〔回数〕3回 〔参加者〕153名 〔内容〕人権意識向上研修 〔講師・テーマ〕 新井 智尊「LGBTについて」 津村　薫「一人一人を大切にする保育」 多本 ゆき枝「保護者の笑顔が子どもの笑顔に」	子どもとの向き合い方について具体的に示されたことで、関わり方や考え方のヒントになったという声が多く挙がった。また専門的視点と保護者視点の両方を学べる機会となった。	実践的事例を基に、子どもや現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。 今後も保育所で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	43	保育所職員研修の実施②	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕心理士研修　配慮のいる子どもの関わり方を研修する。 〔対象〕初任者職員 〔回数〕2回 〔参加者〕44人 〔内容〕検査場面や必要な援助、支援を知る	検査のねらいや、子どもの見方について学ぶことができ、ロールプレイを通して保育士・保護者双方の思いを理解することができた。	心理士の巡回の中で発達検査を通してのカンファレンスの中から子どもとの向き合いかたを活かせるよう努める。 今後も一人一人の児童を理解し、具体的な支援方法を学べるよう内容を検討し研修を実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	44	幼稚園園長・教員研修の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕発達に課題のある幼児理解や支援について市立幼稚園教員を対象に実施した。 〔講師〕梅花女子大学　心理こども学部 教授　閑喜　美史 〔参加者〕67人	集団生活において一人ひとりの姿に応じた適切な関わりや子どものやる気・自信につながる方法及び保護者支援について学ぶことができた。	子どもや現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、教員の資質向上に努める。 今後も幼稚園で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	45	保育士､幼稚園教諭研修会の実施	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕保育のリスク管理とは　こどもの発達・成長につながる安全な保育を考える 〔対象〕保育所（園）認定こども園、小規模保育所　全職員 〔講師〕株式会社保育安全のかたち 代表取締役　遠藤　登　氏 〔回数〕1回 〔参加者〕84人	保育におけるリスク管理を理解し、こどもの発達、成長につながる安全な保育について学ぶ。	日々の活動や、保育環境など、具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。 今後も、日々の活用や、保育環境の向上につながるような研修会を実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	46	小学校調理員･幼･小･中校園務員研修会の実施	教育政策課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権問題についての認識を深め、人権尊重の意識を高める。 〔概要〕研修会の開催 「ユニバーサルマナーとは？ 今日から実践できる！おもてなしの第一歩」 〔実施日〕8月7日（木） 〔対象者〕校園務員・調理員 〔受講者〕129人 〔場所〕男女共生センターローズWAM	多様性を理解し、状況に応じた配慮を行うなど、ユニバーサルデザインの大切さについて学び、人権尊重の意識を高めることができた。	全職員が参加できるよう、研修の開催日程や開催方法について、さらに検討する。 また、幅広い分野の人権問題のうち、効果的な人権テーマについて検討する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	47	公民館における人権学習会の開催	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市内各地域において、昨今の人権に関する問題の周知を図り、人権啓発を推進するため 〔概要〕①「人権啓発推進の概要について学ぶ」をテーマとした研修会 ②「子どものネットトラブルの現状について」をテーマとした講演会 ③「人権落語：くらしと人間～人権の新しいステージへ」をテーマとした講演会 ④「地域の歴史と人権について」をテーマとしたナルクバンド「サニーサイド」による演奏会 ⑤「傾聴・コミュニケーションスキルを身につけよう」をテーマとした講演会 〔実施日〕①2月4日（水）、②12月10日（水）、③1月18日(日)、④3月7日(土)、⑤11月22日（土） 〔対象者〕市民 〔参加者〕515人(合計数) （①安威35人、②玉島350人、③清溪50人、④郡山50人、⑤沢池30人） 〔場所〕①安威公民館、②玉島小学校、③清溪公民館、④郡山公民館、⑤沢池コミュニティセンター	講演会だけでなく、落語や演奏会など、多様な手法を用いて人権の課題や解決策について学習する機会を提供できた。	引き続き、多様な手法を用いながら、幅広い世代を対象とした人権学習会を開催することで、より多くの市民が人権課題に意識を向けられるよう取り組んでいく。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	48	小中学校管理職人権教育研修の実施	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕校長･教頭の人権尊重の精神･意識を高める。 〔概要〕校長人権教育研修・教頭人権教育研修 〔実施日〕4月25日、5月15日 〔対象者〕小中学校長・教頭 〔テーマ〕（校長）同和問題（教頭）セクシュアル・ハラスメント 〔講師〕森山　伸治、橋本　和哉	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について管理職の意識を高めることができた。	学校間で取組状況に差が見られる。人権課題が多様化・複雑化されしていることから管理職の人権意識や組織的な対応力を高めるため、ニーズに合った研修内容の充実を図る。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	49	教職員研修会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕教職員の人権尊重の精神･意識の育成を図る。 〔概要〕人権教育研修A､B､C､D 〔実施日〕5月28日、6月13日、1月23日、2月20日 〔対象者〕小中教職員 〔講師〕茨木市教育委員会指導主事、阪本　珠生、播村　順平、清原　沙知子 〔場所〕クリエイトセンター	同和問題、集団づくり、男女平等、在日外国人教育と様々な人権課題に係る研修を実施し、教職員の人権感覚を高めることができた。	参加者の意識は高いが、研修内容を校内で組織的に十分に進められていない。実践交流や事例検討等を取り入れ研修内容の充実を図る。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	50	人権教育冬季研究集会の開催	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市内幼･小･中学校園における人権教育の取組を交流し､研究協議をすることで､実態課題を明らかにし､人権教育をより広げ深める。 〔概要〕市内幼･小･中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議 〔実施日〕2月4日 〔対象者〕幼小中教職員 〔場所〕各校区人権ブロック内の学校	市内幼・小・中学校における人権教育の取組を通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組の達成状況を確認することができた。	教職員が集合できる会場の確保が難しい。参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	51	新転任教職員研修の実施	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕教職員の人権尊重の精神･意識の育成を図る。 〔概要〕新転任人権教育研修 〔実施日〕6月6日 〔対象者〕新転任教職員 〔講師〕市指導主事 〔場所〕ローズWAMワムホール	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	学校で子どもと関わる教職員が参加するため、経験や役職の幅が広い人権課題が多様化・複雑化されしていることからニーズに合った研修内容の充実を図る。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	52	人権教育夏季研究集会の開催（再掲）	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕教職員の人権尊重の精神･意識を高める。 〔概要〕人権教育夏季研究集会 〔実施日〕7月22日 〔対象者〕幼・小・中学校園教職員 〔テーマ〕誰もが『自分』を生きる力を ～「外国人」と「部落問題」から考える多様性社会～（ハイブリッド） 〔講師〕　公益財団法人とよなか国際交流協会　事業主任 三木幸美	人権が尊重された学校づくり、人権教育の推進について教職員の意識を高めることができた。	ハイブリット型研修は参加のしやすさや多人数参加できるが、現地参加者とオンライン参加者との学びの深まりや一体感に差がでている。できるだけ広い研修会場を設定するとともにオンラインも合わせて行っていく。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	53	人権教育研修会の実施	教育センター	(6)外国人問題	学校教育における在日外国人教育について識見を高めるとともに、児童生徒理解や学級経営の指導力の向上のための研修会を実施した。 〔日時〕8月6日 〔参加者〕20人 〔講師〕大阪公立大学　特別研究員　山田　文乃　氏 〔場所〕茨木市教育センター	外国にルーツをもつ児童生徒や、教科学習における支援のあり方・学級経営・学校行事との重なりについて理解を深める研修となった。	在日外国人教育について、社会の状況を踏まえて内容や構成を工夫する。 継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	54	環境教育研修会の開催	教育センター	(10)さまざまな人権問題	茨木市の歴史・文化について 〔日時〕7月22日 〔参加者〕41人 〔講師〕市教育委員会指導主事 〔場所〕茨木市教育センター	茨木市の歴史や自然環境等について、初任者が様々な角度から学び、学級経営や授業づくりに活かすことができるよう理解を深める研修となった。	茨木市の状況を踏まえて内容や構成を工夫する。 継続して実施する。
1	(1)	③人権に関する学習機会の提供	55	支援教育研修会の実施	教育センター	(4)障害者問題	〔概要〕支援教育についての理解を深めるとともに、指導力・組織力の向上を図るため、市内教職員を対象に支援教育研修を実施した。 〔実施日〕7月～8月 〔実施回数〕9回 〔参加教職員〕計480人 〔場所〕茨木市教育センター	アドバイザーである梅花女子大学の伊丹教授と連携した研修を通して、市内の教職員が支援教育について学び理解を深めることができた。	茨木っ子プラン　ミつくるの最重要課題として大阪府立摂津支援学校等との連携を継続し、取り組んでいく。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	56	委託業者の社内人権研修の促進	総務課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕委託業者でのハラスメント防止研修の実施 〔概要〕①ハラスメントの基礎知識と防止の着眼点について ②安全衛生、コンプライアンス、育児休暇制度ついて 〔実施日〕①6月25日　②オンライン 〔対象者〕　業務委託従業員 〔参加者〕　①26人　②全スタッフ 〔実施場所〕①おにクル会議室2　②オンライン	これまでは対面実施のみだったため、勤務シフト上受けられる従業員が限られていたが、オンラインでも実施することで受講機会が拡大した。	従業員の入れ替わりが都度あり、研修実施直後入社の従業員は受講が1年後になることが課題であった。 対面の研修回数を増やすことは難しいが、オンラインの実施回数増等を検討する。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	57	指定管理者の社内人権研修の促進	政策企画課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市施設を管理する指定管理者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 〔概要〕業務仕様書(例)に職員への人権意識の向上を明記する。また、実施状況の報告を求め、確認する。なお、適切な応対がなされていない場合、市から指定管理者へ指摘または業務改善指示を行う。 〔実施日〕各施設随時 〔対象者〕本市指定管理者 〔場所〕各指定管理施設	実施状況の報告から、指定管理者社員（職員）への人権意識の向上や人権研修の実施など適切な応対が行われていた。	指定管理者候補者選定委員会におけるモニタリングにおいて、適切な対応が行われているかを継続して確認する必要がある。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	58	業務委託業者の社内人権研修の促進	契約検査課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	業務の入札時に人権問題研修の実施状況を評価(加点)した。また、契約書(例)に人権啓発研修の実施を明記した。	市の業務を受託する業者職員には高い人権意識が必要なことから、引き続き人権啓発を促進する。	継続して実施する。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	59	ローズＷＡＭ講座等の開催（再掲）	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな機会を通して学習・啓発の充実を図る。 〔概要〕各種講座を実施 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕市民 〔参加者〕7,632人 〔テーマ〕男女共同参画、女性活躍、暴力防止、ワークライフバランスほか 〔場所〕男女共生センターローズWAM	チャレンジ企画やジョイント企画等、市民とともに取り組んだ講座で参加者の増加をみることができ、共創の取組が進んだ。	おにクルとの棲み分けや協働など共に活性化する方策の実施を含め、いばらきジェンダー平等プランの目標を達成するための諸事業をさらに展開していくなど、センターの存在意義を高めていく必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	60	性の多様性に関する事業者向け啓発	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕市内事業者の性の多様性に関する理解促進を図る。 〔概要〕性の多様性に関する啓発冊子をもとに、市内事業所を対象に講師派遣型の研修を実施した。 市内事業所向けに、「LGBTQﾌﾚﾝﾄﾞﾘｰ企業登録制度」を設けている。 〔実施数〕研修の実施：1回、登録件数：1件	市内事業所の理解促進を図ることができた。	企業側に研修受講や制度登録のメリットを伝えるなど周知方法の工夫が必要である。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	61	障害者の手づくり作品展示会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	障害者週間（12月3日～9日）にあわせて実施する障害福祉啓発イベント。障害福祉サービス等事業所による作品の展示及び自主製品等の販売を通じて、障害者の作品を紹介し障害者の生産活動や就労への意欲を高めることなどを目的とする。 〔実施日〕12月2日～12月5日 〔場　所〕おにクル1階オープンギャラリー、エントランス広場 〔来場者数〕3,388人	人権・男女共生課、障害福祉センターハートフル等でそれぞれ開催しているアート展と合同でイベントを開催し、多くの来場者に障害福祉の啓発 をすることができた。	開催期間に休日を含めて、平日来場できない方にも来場できるように運営方法の検討を関係機関と行っていく。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	62	給食材料納入業者への啓発推進	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕給食材料等納入業者には高い人権意識が必要なことから、組織内での人権啓発を推進する。 〔概要〕保育に関する人権意識向上研修 〔対象者〕本市登録業者・委託業者	継続して実施することで、子どもの人権に関する理解を深めることに繋がっている。	より具体的な内容も取り入れながら、人権に関する意識の向上に努める。 今後も継続して人権に関する理解を深める研修会を実施する。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	63	就職差別撤廃月間啓発活動の実施	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕就職差別撤廃月間にあわせて、ハローワーク茨木や茨木地区人権推進企業連絡会と連携し、就職差別の撤廃を啓発することにより、意識の向上を図る。 〔概要〕 ・広報誌、ホームページを活用し、就職差別撤廃の啓発を行った。 ・庁舎外壁に懸垂幕を掲示 ・就職差別撤廃啓発リーフレットを作成し、市内事業所へ配布した。 〔配布数〕1,100事業所 ・就職差別撤廃啓発街頭キャンペーンを実施した。 〔実施日〕6月2日 〔場所〕阪急茨木市駅、JR茨木駅 〔参加者数〕21人	街頭キャンペーンの参加者は微増した。また、様々な広報媒体を活用し、効果的な啓発を効果的に行うことができた。	就職差別が依然なくならない現状において、引き続き近年の社会的な人権課題について周知していく必要があるため、人権問題に関する情報収集に努め、市広報誌やホームページ等で情報提供していく。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	64	労働講座の開催	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	本市を始めとした三島地域の4市1町が共同し、各地域において、最近の労働問題や労働関係法令等をわかりやすく解説する「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を実施していたが、費用対効果の観点等を鑑み、効果的な事業となっていないことから、各市町で協議の結果、令和6年度をもって事業を廃止した。	令和7年度から廃止	令和7年度から廃止

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	65	事業主への啓発推進	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕高年齢者や障害者が活躍できる場の提供や雇用の啓発を行い、人権問題等理解を深める。 〔概要〕 6月の就職差別撤廃、9月の障害者雇用促進、10月の高年齢者就業支援の啓発月間に、啓発リーフレットを作成し、各啓発月間に市内事業所合計3,300事業所へ送付した。 ・障害者雇用の推進、労働者と顧客との健全な関係を維持することを目的としたセミナーを開催した。 〔実施日〕①障害者雇用支援セミナー9月19日 ②働きやすい職場づくりセミナー2月19日 〔参加者〕①10社②12人 〔場所〕①ハローワーク茨木 ②茨木市立男女共生センターローズWAM	「働きやすい職場づくりセミナー」をカスタマーハラスメントをテーマに実施し、事業所における人権問題への意識を高めることを目的として実施している「人権問題企業研修会」と類似した目的で実施することから、人権問題企業研修会の実施を見合わせ、受講対象者が課題としているテーマを取り上げる工夫により、受講者の認識を深めることができた。	今後も継続して関係機関と連携し、リーフレットの作成、街頭キャンペーン、セミナー実施等により、事業主等への人権啓発を推進していく必要がある。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	66	茨木地区人権推進企業連絡会への支援	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕公正採用選考人権啓発推進員制度の円滑な推進をはかり、従業員の人権啓発の充実と就職の機会均等に資する。 〔概要〕推進員研修や、関係団体との連携・交流等により、企業における人権問題の解決、人権啓発に取り組む。 〔実施日〕①推進員研修　5月16日他3回 ②新入社員・事業主・従業員研修　10月30日他2回 〔参加者〕①35人　②5人 〔場所〕①茨木市文化・子育て複合施設おにクル、 摂津市商工会、オンライン配信 ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、オンライン配信	茨木地区人権推進企業連絡会加入事業所では、公正採用選考人権啓発推進員を中心に、企業内研修に貸出用の研修ＤＶＤを活用している。今後も、企業内の人権啓発として、実地と、オンライン・ＤＶＤを併用した研修の推進を図る。	会員企業を増やすために、市内事業所への啓発を図っていく必要があり、広報誌等による情報発信以外に、街頭キャンペーンの啓発物品による企業募集や窓口に来られた市内企業への個別の働きかけ等が必要である。
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	67	懸垂幕の掲出	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕雇用に関する啓発を行い、理解を深める。 〔概要〕6月は就職差別、9月は障害者雇用、10月は高年齢者雇用に関する記事を広報誌等に掲載するとともに、懸垂幕を掲出し、啓発を行った。	校正採用選考や障害者雇用の促進等、雇用に関する事柄について、周知・啓発をすることができた。	今後も継続して実施し、雇用に関する啓発に努める必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	④就労の場における人権文化の醸成	68	市登録業者への人権啓発推進	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕公正採用選考や、障害者雇用、高年齢者の雇用に関する理解促進を図る。雇用啓発を行い、理解を深める。 ・就職差別撤廃啓発街頭キャンペーンの実施 〔実施日〕6月2日 〔場所〕阪急茨木市駅、JR茨木駅 〔参加者数〕21人 ・障害者雇用の推進を目的としたセミナーの開催 〔概要〕障害者雇用支援セミナー 〔実施日〕9月19日 〔参加者〕10社 〔場所〕ハローワーク茨木 ・市内事業所への啓発リーフレットの作成、送付 〔概要〕6月に就職差別撤廃、9月に障害者雇用、10月に高年齢者就業支援をテーマにした啓発リーフレットを作成し、市内事業所へ送付した。 〔送付数〕3,300事業所（1,100事業所×3回）	各啓発月間に、実施目的を果たす事業ができたと考えている。	今後も継続して関係機関と連携し、リーフレットの作成、街頭キャンペーン、セミナー実施等により、事業主等への人権啓発を推進していく必要がある。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	69	「男女共生センターローズＷＡＭ事業概要」の発行（再掲）	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画計画に基づく実施事業をとりまとめ､今後の事業推進の資料とする。 〔概要〕年間を通して､実施した講座や事業内容についてまとめた冊子を発行 〔種別〕冊子 〔発行月〕6月 〔発行部数〕70部（ホームページにも掲載）	男女共生センターローズＷＡＭ事業概要を作成し、関係団体などに配布するなど、男女共同参画に関する事業を広く市民に周知することができた。	いばらきジェンダー平等プランの目標達成に向けての進捗状況などが把握できるような表現の必要性がある。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	70	「男女共同参画計画実施状況報告書」の発行（再掲）	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	男女共同参画計画に基づく「男女共同参画計画推進状況報告書」を作成し、公表した。 〔公表方法〕市ホームページ、庁内ネットワーク「いこ@ねっと」	取組に対する評価と課題を各担当課で記載することによって、各課の事業の進捗状況が明確になった。	担当課によって意識の違いがあるため、今後も男女共同参画の視点の重要性について各課に働きかけていく必要がある。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	71	懸垂幕の掲出	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	自殺予防週間・自殺予防月間において、市役所に懸垂幕を掲揚。	広く啓発活動を行うことができた。	継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	72	非核平和街頭啓発の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	令和5年度より、駅前での街頭啓発から、非核平和啓発ポスターを路線バス車内や市内各所に掲示する手法に変更し実施している。	一定期間、ポスターを掲示することができ、効果的な啓発を行うことができた。	継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	73	人権週間街頭啓発の実施	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権週間にあわせて、人権意識の高揚を訴えることにより意識の向上を図る。 〔概要〕啓発物品を配布 〔実施日〕12月1日 〔場所〕阪急茨木市駅前、JR茨木駅前 〔参加者〕27人	例年、早朝に街頭啓発を行っていたが、令和7年度は試行として夕方に時間帯を変更して実施した。早朝に比べ、少し人通りが少なかったが、多くの方が啓発物品を受け取ってくださり、広く市民に啓発活動を行うことができた。 また、配りきれなかった啓発物品は、イベント等で配布するなどして活用した。	より効果的に啓発・周知を行うため、街頭啓発の実施場所や時間帯を検討するとともに、街頭啓発以外の啓発方法についても工夫しながら充実に努める。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	74	啓発紙「虹のひろば」の発行支援（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図る。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会が身近な人権をテーマに、見やすい紙面に構成し発行する啓発紙の作成に協力した。自治会加盟世帯に回覧。 〔種別〕啓発紙 〔発行日〕２月15日 〔発行部数〕13,600部	戦後80年を迎えてをテーマに特集記事を掲載し、戦争体験の語り部をされている三戸森蔦子さんの講演や小・中学校での平和学習の取組等タイムリーな記事のほか、人権作品や人権啓発推進協議会の活動等、地域で人権啓発を進める取組について掲載した。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。 継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	75	「地域情報誌（紙）」の発行（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕いのち･愛･ゆめセンターで実施する各種事業の周知や人権に関する情報を提供し、センターの利用促進及び人権啓発を推進する。 (1)豊川いのち・愛・ゆめセンター ①「ｉセンターだより」 〔発行部数〕年2回、各4,850部〔対象〕豊川中学校区 ②地域情報誌「るーぷ豊川」 〔発行部数〕年2回、各4,850部〔対象〕豊川中学校区 (2)沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 「ｉセンターだより」 〔発行部数〕年4回、各7,500部〔対象〕主に葦原小学校区 (3)総持寺いのち・愛・ゆめセンター ①「ｉセンターニュース」 〔発行部数〕年2回、各11,000部〔対象〕三島中学校区 ②地域情報誌「みしま」 〔発行部数〕年2回、各11,000部〔対象〕三島中学校区	カラー印刷や、漢字等にはふりがなを入れることを徹底し、誰にでも読みやすい誌面を心がけて作成した。（豊川） 多くの人に手に取り読んでもらうため、文字が多くなり過ぎないよう、写真や絵、図等で情報を発信するとともに、詳細情報は市ＨＰから情報収集してもらえるようコードの掲載を多用した。（沢良宜） カラー印刷に伴い色使いやレイアウトにも工夫を施し、興味を持って見ていただける誌面になるように作成した。（総持寺）	各センターとも年2回または4回の発行であるため、タイムリーな情報提供には限界があり、発行月を意識した事業計画が必要である。また、発行主体の自己満足にならないよう、地域情報を盛り込み、地域に密着した情報を発信できるようアンテナを張る必要がある。 今後も参加者を募る事業等は発行月を見据えた事業計画を組むよう見直しを行い、地域の各種団体等との連携を密にし、不断の情報交換を心掛けていく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	76	懸垂幕の掲出（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	･人権･平和に関する啓発 「そのひと言　言い出す勇気　とどまる勇気」 「人権擁護宣言都市 茨木市」 「わがまちは非核平和で明るい暮らし」 ･男女共同参画に関する啓発 「男女共同参画社会をめざそう!」	人権・平和に関する市の姿勢や考え方を多くの市民に周知・啓発することができた。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。 継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	77	多文化共生支援事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	多文化共生社会の醸成や居場所づくり、サポーターの育成等によって日本語学習機会の確保と多文化共生の推進を図るとともに、相談や支援が必要な外国人市民について、関係機関と連携し解決を図る。外国人市民への支援ノウハウを持ったNPO法人に委託して実施。 【多文化交流サロン「ツドイバ（TSU・DO・IBA）」】 〔概要〕季節の行事やお祭り等、様々な文化に触れる交流会 〔実施回数〕27回 〔参加人数〕395人（うち外国人市民96人） 〔場所〕各いのち・愛・ゆめセンター等 【オンライン交流会】 〔概要〕オンラインを活用した日本語学習会・交流会 〔実施回数〕4回 〔参加人数〕41人（うち外国人市民16人） 【IMS交流フェスタ】 〔概要〕市内中心部等で実施する多文化共生に関する啓発イベント 〔実施回数〕7回 〔参加人数〕2,597人（うち外国人市民450人） 〔場所〕おにクル、立命館大学まちライブラリー等	事業の開始から5年目となり、様々な広報活動のほか、市内小・中学校・高校、日本語教室、市内事業所等との連携により、参加される日本人、外国人市民が多くなっている。 外国人市民等が、安心して活動できる場となるとともに、日本語教室や市の相談窓口等、様々な関係機関につながる場となっている。	外国人市民への周知がまだまだ不足している。 日本人に比べて、外国人市民の参加がまだまだ少ない。 引き続き、広報活動に取り組むとともに、外国人市民自らが事業を企画、実施できるよう取り組む。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	78	社会を明るくする運動「市民大会」の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕広く市民に対して､非行や犯罪のない明るい社会の実現をめざして啓発を図る。 〔概要〕「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間とする取組みとして､啓発イベントを実施 〔実施日〕7月19日(土) 〔対象者〕どなたでも 〔参加者〕1,364人 〔場　所〕おにクル1階オープンギャラリー、きたしんホール	市民の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	79	茨木地区更生保護女性会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕会員相互が連携を深めるとともに､研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕研修会等を通じて､会員の知識・技能の向上を図る。	更女会会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	80	茨木市民生委員児童委員協議会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕委員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕研修会等を通じて、委員の知識・技能の向上を図る。	民生委員・児童委員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施するとともに、民生委員児童委員協議会が研修を実施する際のテーマ選定時において、人権に関するものを増やしていただく等の調整を図る。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	81	(社福)茨木市社会福祉協議会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、地域社会の福祉の増進を図る。 〔概要〕研修会等を通じて、事業従事者等の知識・技能の向上を図った。 ・権利擁護相談センター「いばらき」を開設後、権利擁護の啓発活動や市民や支援者を対象とした意思決定支援や終活に関する研修を実施。 ・意思決定支援の基礎知識を習得するための職員研修の実施。 ・小学校、住民、団体に対して、福祉教育の実施。	関係機関や市民、社会福祉協議会職員の権利擁護に関する理解の底上げを図ることができた。 権利擁護に関する関係機関等との連携を深めることができた。	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組むため、引き続き、啓発活動や小中学校への福祉体験学習、各種研修等を実施し、地域社会の福祉増進を図る必要がある。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	82	茨木地区保護司会研修会の開催	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕保護司相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕研修会等を通じて、保護司の知識・技能の向上を図る。	保護司会会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	83	懸垂幕の掲出	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕各種媒体を利用した効果的な啓発により人権意識の向上を図る。 〔概要〕本庁庁舎壁面を利用した各種懸垂幕により啓発に努める。 ･社会を明るくする運動の啓発 「社会を明るくする運動強調月間」	市民の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	84	懸垂幕の掲出	長寿政策課	(10)さまざまな人権問題	世界アルツハイマー月間にあわせて、認知症の取組について啓発するため、懸垂幕を掲出した。 〔掲出期間〕9月1日～9月30日 〔設置場所〕本館東 〔内容〕認知症その人らしさをみんなでサポートみんながやさしい街いばらき	多くの市民の目に触れ、啓発することができた。	認知症の人や家族が安心して地域で生活するために、市民の認知症に対する関心や知識を深めてもらうための取組が必要である。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	85	懸垂幕の掲出	障害福祉課	(4)障害者問題	12月3日から9日の間、障害者福祉に関する啓発として懸垂幕を掲出 〔内容〕「12月3日～9日は障害者週間“共に生きる社会をめざして”」	多くの市民が懸垂幕を目にすることにより、障害者福祉についての関心と理解を深めるための啓発に繋がった。	障害者週間の周知および、障害者福祉についての関心と理解を深めるため、引き続き、継続的に取り組む。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	86	懸垂幕の掲出	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	11月からの1か月間、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間を周知する懸垂幕を市庁舎に掲出した。	市庁舎に掲出することで、市民、関係団体、市職員等に、関心と理解を得られる機会の提供を行うことができた。	児童虐待に関する事件は社会に与える影響も大きく、依然として後を絶たないため、引き続き、懸垂幕を掲出し、啓発活動に取り組む。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	87	懸垂幕の掲出	社会教育振興課	(2)子ども・若者の問題	懸垂幕の掲出を行い、青少年健全育成強調月間の周知を実施した。 〔実施日〕11月1日～30日	懸垂幕の掲出に加え、様々な媒体で青少年を対象とした各種活動・行事等を周知することができた。	青少年健全育成運動の効果的な啓発に向け、各種イベントへの啓発キャラクターの貸出やSNSの活用など新たな方策を検討する。イベント時のリーフレット配布等を通じ、青少年健全育成を促す。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	88	民間団体等への人権教育･啓発	人権・男女共生課（関係各課）	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕民間のあらゆる部門における人権教育・啓発の取組を促す。 〔概要〕講師の派遣・紹介や研修教材の提供等を支援する。	講師派遣等することで、人権教育・啓発の取組を支援することができた。	継続して実施する。
1	(1)	⑤地域における人権文化の醸成	89	虐待防止の啓発	子育て支援課 人権・男女共生課 長寿政策課 障害福祉課	(10)さまざまな人権問題	街頭啓発キャンペーンに代わり、市内を走行する路線バスに、児童虐待防止等についての広告を掲出して、啓発の推進を行った。 〔目的〕児童、女性、障害者、高齢者への虐待･暴力の根絶に向けて市民の気づきや理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知と通報の協力を得る。 〔概要〕市内を走行する路線バスの車両側面に虐待防止啓発のラッピングを行った。 〔実施日〕4月1日～3月31日 近鉄バス・阪急バス　各1台	年間を通じて路線バスに啓発内容を掲載したことにより、多くの市民の目に触れる機会が増え、効果的であると考える。 期間を問わず幅広い市民に啓発することができた。	啓発効果の把握が困難であり、ラッピングバス以外の効果的な啓発方法がないか引き続き研究が必要である。
1	(1)	⑥家庭における人権教育の推進	90	家庭教育学級の開設	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級（7学級）を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 〔実施日〕5月～2月 〔参加者〕延べ157人	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取組を継続した。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取組を行ってきたが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で終了した。
1	(1)	⑥家庭における人権教育の推進	91	乳幼児発達療育相談（乳幼児療育発達相談事業）	発達支援課	(2)子ども・若者の問題	ことばが遅い等、発達が気になるこどもの相談窓口として、電話、面接相談を火曜日から土曜日まで実施。心理判定員、保育士が対応している。電話が64件、面談が58件、メールが9件あった。	発達に関する相談窓口として、保護者のニーズに合わせて対応することで、有効な支援や保護者の不安解消に繋げることができた。	引き続き専門職による相談体制を維持するなかで、関係機関との連携を図り切れ目のない支援体制の構築を目指す。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	92	人権問題研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。 〔概要〕全職員を対象とした人権問題研修を毎年実施し、職員は3年に1回、興味あるテーマの研修を受講している。特に近年は、高齢者・こどもの人権、パワーハラスメント、男女共同参画社会の構築、自殺問題等、できる限り研修内容の選択肢を広げ、各職員自らの自己啓発意欲向上に資することができるよう工夫を凝らしている。なお、令和7年度については、令和6年度に引き続き、対面研修・動画視聴によるｅラーニング研修から選択して受講可能とした。 〔実施日〕11月28日～2月27日 〔対象者〕全職員 〔参加者〕388人（のべ人数） 〔テーマ〕 ・障害のある人への差別（対面で実施） ・部落差別について（対面で実施） ・デジタル社会におけるこどもの人権（対面で実施） ・ゲートキーパー研修 ・性的マイノリティと人権 ・外国人と人権 〔場所〕自席等でのｅラーニング、南館10会大会議室、合同庁舎6階会議室	人権問題研修を毎年実施しており、定期的な受講によって、職員の人権意識の向上に寄与することができている。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、開催時期やテーマ等の見直しを行いつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	93	階層別研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕新任係長級職員として、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、行政に携わる者としての強い使命感を養い、さらに、人権の視点に立った職務の遂行と部下の育成に資する。 〔概要〕ハラスメントについての講義 〔実施日〕4月28日 〔対象者〕新任係長級職員 〔参加者〕46人 〔テーマ〕ハラスメントのない職場づくりにむけて 〔講師〕人権･男女共生課職員 〔場所〕市役所	新任係長級を対象に毎年実施しており、管理職となる初年度に人権問題について再認識することによって、人権の視点に立った職務遂行等に寄与しているものと考える。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、開催時期やテーマ等の見直しを行いつつ、継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	94	新規採用予定職員の事前研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権問題を正しく理解し、民主的な社会の実現のために努力する自覚と責任感の涵養を図る。 〔概要〕障害者、男女共生、在日外国人、同和問題など様々な人権問題の現状を知り、それらの課題を自分の身の周りのものへと引き寄せて考えることによって、人権問題を正しく理解するとともに、身近なものとする感覚を養い、市職員として必要な人権知識・感覚の涵養を図るために研修を実施。 〔テーマ〕人権問題研修 〔講師〕人権・男女共生課職員 〔場所〕市役所 新規採用職員研修 〔実施日〕4月7日 〔対象者〕新規採用職員 〔参加者〕65人 新規採用予定職員事前研修 〔実施日〕3月5日 〔対象者〕新規採用予定職員 〔参加者〕32人	新規採用予定者に対する研修を実施することで、公務員として必要な人権知識と感覚の修得に繋がっているものと考える。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、開催時期やテーマ等の見直しを行いつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	95	会計年度任用職員研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕豊かな人権感覚が求められる市職員として、特に必要と考えられる人権問題に関する本質的な認識を深め、日常においても人権の視点に立った職務遂行に必要な人権感覚と知識水準の向上を図る。 〔概要〕人権問題研修や各研修会・講演会に職員と共に参加	人権問題研修を実施することで、人権意識の向上に寄与することができている。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、開催時期やテーマ等の見直しを行いつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	96	職場内研修の実施	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕各職場において職員の意識改革を促し、職員一人ひとりの高い問題意識を育成する。 〔概要〕職場共通の課題を抽出し、全員で課題解決に取り組む意欲や職場の連帯感の高揚を図るため、各職場において研修を実施。 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕職場単位 〔参加者〕3,889人 〔場所〕各課・会議室等	参加者の人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	職場主催研修のさらなる活性化を図る必要があることから、引き続き、庁内版出前講座メニューの整備や各職場でのＯＪＴに対する意識向上を図りつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	97	部落解放・人権夏期講座への派遣	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権の視点に立った行政遂行に資する。 〔概要〕全国的な研究集会等への派遣。令和7年度はオンラインによる実施。 〔実施日〕9月9日～10月10日（eラーニング） 〔参加者〕3人 〔場所〕自席でのｅラーニング	参加者の、同和問題をはじめとした人権問題に対する理解と認識を深めることができた。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、講座内容や参加者の所管を共有する機会を検討しつつ、継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	98	市等主催の研修会･講演会への参加	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め､人権の視点に立った行政遂行に資する。 〔概要〕市等が主催する各種研修会･講演会を職員研修として実施するかどうか適宜検討する。	人権問題に対する理解と認識を深めるため各種講演会等への職員の参加を促す。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、受講機会の周知を行う。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	99	部落解放・人権大学講座への派遣	人事課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕体系的な人権研修､啓発を企画できる立案者､指導者を養成する。 〔概要〕部落解放･人権大学講座への派遣。令和7年度は集合型研修とオンライン研修の複合型方式で実施。 〔実施日〕7月～2月(25日間) 〔対象者〕職員 〔参加者〕1人 〔場所〕①AIAIおおさか（大阪市港区）他（一部フィールドワークあり）、②自席でのｅラーニング	参加者の、部落問題を軸とした様々な人権問題や差別問題の理解と認識を深めるとともに、人権啓発のスキルを学ぶことができた。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、講座内容や参加者の所管を共有する機会を検討しつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	100	障害者差別解消法推進研修の実施	人事課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者差別解消法の内容の理解を深め、行政に求められる合理的配慮等について学習し、知識・技能の向上を図る。 〔概要〕障害者差別解消法で求められることや合理的配慮についての講義。なお、令和7年度については、令和6年度に引き続き、一部ｅラーニング研修とした。 〔実施日〕①1月21日 ②1月16日～3月7日 〔対象者〕①新規採用職員　②新任課長級職員、新任係長級職員等 〔参加者〕①66人 ②41人 〔テーマ〕①障害者理解について ②障がい者差別解消推進動画（大分県作成） 〔場所〕①市役所 ②自席でのｅラーニング	参加者の障害者差別に対する理解と認識を深めることができた。	各職員の研修受講意欲向上を図る必要があることから、引き続き、開催時期やテーマ等の見直しを行いつつ、継続して実施する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	101	ファシリテーター養成講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	実施せず。	コロナ禍以前からの参加状況等を勘案し実施せず。	コロナ禍以前から参加者が減少している。人材育成につながるような講座について検討が必要である。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	102	人権啓発リーダー養成講座の開催支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	実施せず。	コロナ禍以前からの参加状況等を勘案し実施せず。	コロナ禍以前から参加者が減少している。人材育成につながるような講座について検討が必要である。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	103	全国隣保館職員近畿ブロック研修会への参加	人権・男女共生課	(5)部落差別（同和問題）	〔目的〕隣保館の運営等に関する情報交換を行い、知識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。さらに、今後の国の政策や隣保館のあり方等についての情報を得る。 〔概要〕全国的な研究集会等への参加 〔実施日〕11月28日 〔参加者〕3人 〔場所〕大阪府社会福祉会館	近畿他府県の状況について、情報交換・交流等を図ることにより、隣保館運営に関する職員の知識・技能の向上につながった。また、研修会はテーマ別に開催され、各館、それぞれ関心のある研修会に参加し、知識を広げることができた。今後の業務の参考になった。	職員の知識・技能の向上、また人的ネットワークの充実を図る必要がある。 今後も参加し、他館との交流及び情報交換等に取り組むとともに、常に課題意識を持ち、積極的に研修等に参加する。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	104	生活保護現業員研修会の実施	生活福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権が尊重される社会の実現にかかわりの深い生活保護現業員を中心に、法律関係、医学関係など専門的な認識を深め、職員の知識・技能の向上を図る。 〔概要〕専門家を招いて研修会を実施 〔実施日〕9月9日（火） 〔対象者〕生活福祉課職員 〔参加者〕40人 〔テーマ〕高齢者虐待防止研修 〔講師〕豊川・郡山・彩都西地域包括支援センター職員 茨木・中条地域包括支援センター職員	専門家による研修会を実施することにより、対象者に対する人権意識の向上につながった。	職員の人数も多く、例年人事異動での現業員の入れ替わりがあるため、人権意識の定着を継続して図っていく必要がある。 今後も定期的に外部の専門家・有識者の見識や知識を習得する機会を設け、人権意識の高揚及び定着を継続して図っていく。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	105	点字講習会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	令和7年4月から令和8年3月までの間、各月2回ずつ講習会を実施。（年間24回）	各回初級・中級に分けて実施することで、個人の習熟度に合わせた講座となった。	視覚障害者の各種情報の取得、また、社会参加の促進のため、引き続き継続的に取り組む。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	106	手話奉仕員ステップアップ講座の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	手話奉仕員養成講座修了者が手話技術を高めステップアップするため講座 〔実施日〕5月～11月、週1回、全26回×2 〔対象者〕手話奉仕員養成講座修了者 〔参加者〕39人 〔講師〕茨木市聴力障害者協会 〔場所〕障害福祉センターハートフル	手話技術の向上を目指す方のステップアップの講座として開催した。大阪府が開催する手話通訳者養成講座につなぐ役割も果たしている。	手話奉仕員養成講座修了者の多くが参加しており、講座終了後に大阪府の手話通訳者養成講座受講につながるよう受講者の技術の向上に努める。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	107	手話奉仕員養成講座の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話奉仕員を養成する講習会を開催。 〔実施日〕4月～2月、週1回、全41回×2 〔対象者〕市民 〔参加者〕46人 〔テーマ〕手話の基本的技術、聴覚障害者福祉 〔講師〕茨木市聴力障害者協会 〔場所〕障害福祉センターハートフル	人気の高い講座で、毎年定員を超える申し込みがあり、できるだけ多くの方が受講できるよう委託先と調整している。また、全41回の長い講座なので最後まで継続できるよう楽しんで受講できるよう交流会をするなど内容を工夫している。	周知方法の工夫により若い受講者も増えてきたので、今後も周知をしていく。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	108	音訳講習会の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	視覚障害者のコミュニケーション支援のため、音訳ができる人材を養成する講習会を開催。 ［実施日］9月～10月 ［対象者］市民 ［参加者］13名 ［テーマ］音訳の基礎技術 ［講師］西浦　純子氏 ［場所］障害福祉センターハートフル	講習会の周知を行い、参加者を増やすことができた。	引き続き、講習会の周知を行う。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	109	全国人権保育研究集会への参加	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕保育所・幼稚園・認定こども園・地域・家庭すべてを反差別・人権の視点で点検し、子どもの人権を尊重する保育内容の実施に努める。 〔実施日〕1月24日～25日 〔参加者〕保育所長1名 〔場所〕熊本県熊本市	人権保育の推進に必要な多くの知識や技能を実践から学ぶことができた。	人権保育の推進のための知識・技能の習得に努める。 引き続き参加し、人権保育の推進のための知識や技能の習得に努める。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	110	キャンプカウンセラー研修の実施	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目　的〕多くの青少年と関わりをもつため 〔概　要〕現代の子どもについての理解 学校教育推進課　佐藤主査 〔実施日〕3月27日（金） 〔対象者〕キャンプカウンセラー 〔参加者〕46人 〔場　所〕茨木市立上中条青少年センター	キャンプカウンセラーが様々なこども達と関わるために個人や特性について必要な情報を提供することができた。	社会情勢は日々変化するため、多様な人権に関する意識啓発に努めていく必要がある。 引き続き、様々な手法でキャンプカウンセラーへの人権学習を継続していく。
1	(2)	①指導者・ボランティアの育成	111	音訳・点訳ボランティアの養成講座の開催	中央図書館	(4)障害者問題	活字による読書が困難な市民に録音図書を提供するため、下記講習会を開催した。 音訳ボランティア技術研修講習会 〔開催月〕2025年6月～2026年1月（4回） 〔参加者〕45人 〔講師〕（社福）日本ライトハウス派遣講師、安田知博氏 〔場所〕中央図書館	講習会を開催することにより、既存のボランティアには更なる技術向上に、経験の浅いボランティアには基本技術の向上に努めた。	継続して講習会等を開催し、ボランティアの技術向上に努めるとともに不安や疑問解消の場を設ける必要がある。 また、ボランティア内容に関する認識の齟齬や高齢等を理由にベテラン会員が辞める傾向のため、継続的かつ円滑な運営を行うためにも、活動内容を明確し今後も新人募集・育成をした上で、各技術を継承していく必要がある。
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	112	茨木市老人クラブ連合会研修会の実施	長寿政策課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕会員相互が連携を深めるとともに、研修を通じて知識・技能の向上を図る。 〔概要〕研修会等を通じて、会員の知識・技能の向上を図る。 〔実施日〕10月20日（月） 〔対象者〕老人クラブ連合会会員 〔参加者〕52人 〔場所〕おにクル	老人クラブ会員の人権に関する理解が向上した。	継続して実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	②当事者グループの支援と協働	113	学童保育指導員研修の開催	学童保育課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕学童保育指導員の知識・技能の向上 〔概要〕こどもたちが社会を生きる力を育むためどのような取組を行っていくか 〔実施日〕①5月22日（木）、②6月17日（火） 〔対象者〕学童保育指導員 〔参加者〕186名 〔テーマ〕「指導員の職員集団とチームワーク」 〔講師〕長瀬美子（大阪大谷大学教育学部教育学科教授） 〔場所〕①茨木市男女共生センターローズWAM　ワムホール ②茨木市役所南館8階中会議室	個々の指導員がチームの一員であることを認識することで、互いを尊重し合い、こどもたちに向き合っていく意識の重要性を確認することができた。	学童保育指導員を対象に、研修を重ねることで、指導員間だけでなく、こどもに接する上での互いを尊重する人権感覚を培うことができた。年度ごとの課題を明確にし、現場の指導員の意見を聞きながら、研修内容の充実に努める。
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	114	消費者月間記念講演会の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	未実施	令和7年度未実施	5月の消費者月間に合わせた大きなイベントは、年度初めの人事異動期と重なる職員の業務負担増大、また予算内で集客力が見込める講師招聘に限界があるため費用対効果と持続可能性の観点から廃止も視野に入れ見直す。代替策として、地域住民の幅広い参加が見込まれる立命館DAYへ出展し、効率的かつ効果的な消費者啓発活動を推進する。
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	115	消費生活啓発講座・講習会の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民への情報提供と消費生活に関する意識啓発を通じて、消費者被害の未然防止と自立した消費生活の実現を目指す。 〔概要〕出前講座、くらしのセミナー等により各種啓発講座を実施 〔実施日〕 出前講座(14か所) くらしのセミナー（スマホ教室）（6月4日、6月10日、2月20日） 〔対象者〕市民 〔参加者〕1,983人	出前講座については、市内大学では授業の一環として、また企業では新入社員研修としてご活用いただいており、新入生・新社会人への啓発活動を展開している。参加者数の減少はあったものの、多様な主体と連携し被害実態に即した、より効果的な啓発活動に努めることができた。 くらしのセミナーとしては、特殊詐欺被害防止の啓発を取り入れたスマホ教室を実施した。	出前講座は継続する。 スマホ教室はNPO団体や委託事業者、公務員などさまざまな主催者によって運営されており、料金も有料・無料が混在している状況を踏まえ、幅広い年代層にアプローチするセミナー内容に見直す。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(2)	③自ら学び、行動する消費者市民の育成	116	消費生活展の開催	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民への情報提供と消費生活に関する意識啓発を通じて、消費者被害の未然防止と自立した消費生活の実現を目指す。あわせて、消費者団体間の交流促進と活動の場を提供する。 〔概要〕会場開催のほか、ホームページでのオンライン開催も併せて行い、講演会、ゲーム、パネル展示、クイズ＆アンケート等実施。 〔実施日〕会場開催10月29日 オンライン開催11月1日～1月30日 〔対象者〕市民 〔参加者〕会場開催232人　オンライン開催1,817アクセス 特別講演会160人　配信60人 企業連携講座　47人 〔テーマ〕ーよりよい暮らしを求めてー 生産者ともつながり、かしこく消費していこう～エシカルってなあに～	引き続き会場とオンラインでの開催を実施した。特別講演会では、本市出身の落語家を講師として招き、消費者トラブルにまつわる落語を披露していただき、聴いた人の印象に残る啓発活動を実施することができた。また消費者団体間も協力し、テーマに沿ったパネル展示や訪れた市民への啓発活動を行った。	実行委員会のメンバーである茨木市消費者協会が令和8年5月をもって解散するため、規模を縮小し、パネル展示を主体とした形式に転換するとともに、5月の消費者月間の講演会を統合し同日開催することも考える。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	117	地区人権啓発推進委員会の結成及び促進	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域に根づいた草の根の人権啓発のために地区人権啓発推進委員会を結成。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会役員とともに未結成校区の小学校等を訪問し、委員会の結成等を依頼 現在31校区に地区人権委が結成されている。	未結成校区へ引き続き、委員会の結成等を依頼するとともに、結成済の委員会へ活動の促進に向けて働きかけができた。	残り1校区において結成を行うことが課題である。また結成済の委員会でもそれぞれの事情で活動が行えていないところもある。 すべての小学校区での結成と活動の促進に向け、継続して支援する。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	118	地区人権啓発推進委員会の活動支援	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域での活動の紹介や情報交換を通して、人権草の根組織間の連携を図る。 〔概要〕茨木市人権啓発推進協議会と31地区人権啓発推進委員会との交流に協力。 〔実施日〕2月7日 〔対象者〕各地区人権啓発推進委員会 〔参加者〕25人 〔場所〕クリエイトセンター204・205	令和7年度に現地研修や講演等の事業を開催された地区人権委から報告いただき、その後グループワークを実施した。各地区人権委同士で意見交流や情報共有を図ることができた。	結成済みの委員会でもそれぞれの事情で活動が行えていないところもある。 各地区人権委の活動の促進に向け、継続して支援する。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	119	茨木市こども会育成連絡協議会への支援	社会教育振興課	(2)子ども・若者の問題	こども会育成者相互の連絡を密にするとともに、茨木市内のこども会の自主的活動を振興し、心身ともに健全なこどもの育成と福祉の増進を図ることを目的とするこども会育成連絡協議会を支援した。	こども会の加入につながるよう、こども会を知っていただくための事業を行った。	社会情勢等の変化による、こども会加入率やこども会数の減少に伴い、単位こども会の育成者が減少しつつある。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	120	茨木市青少年健全育成運動協議会への支援	社会教育振興課	(2)子ども・若者の問題	青少年の健全な育成をめざし、地域と連携して健全育成運動の輪を広げることを目的とする青少年健全育成運動協議会を支援する。 青少年健全育成補助事業実施団体 65団体　　事業数136事業 ※天候等により中止となった事業でも、準備経費を補助対象としていることから、上記事業数に計上しています。	補助金を活用して事業を実施することにより、青少年と地域との関わりを深めることにつながった。また、好事例を表彰するアワードを実施することにより各地域の行事を周知することにつながった。	地域によるが、人材不足等の要因で青少年育成活動が停滞しているところがある。 今後も、各団体の自主的な運営を支援していく。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	121	茨木市青少年指導員連絡協議会への支援	社会教育振興課	(2)子ども・若者の問題	各中学校区ごとに結成する青少年指導員相互の連絡協調及び青少年指導に関する諸問題の研究協議や街頭啓発等を行い、青少年健全育成の推進を図ることを目的とする青少年指導員連絡協議会を支援する。 巡回街頭指導：2回	夏祭り等に係る青少年指導員の巡回街頭指導を支援し、大人によるこどもの見守りを進めた。	こども育成部とも連携し、様々な視点から青少年の健全育成に取組む必要がある。 今後も、団体と連携・協力し、地域の実情に応じた対応等を検討していく。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	122	家庭教育学級の開設（再掲）	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	児童の保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの育成に必要な知識と技術について学習し、家庭の教育力の向上を図るため、市内各小学校区に学級(7学級)を開設した。「人権」「親学習」等を学習項目として、年間を通じて自主的に学習や情報交換等の活動を行った。 〔実施日〕5月～2月 〔参加者〕延べ157人	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取組を継続した。	令和6年度から従来の事業委託形式の見直しを図るなど、参加者負担軽減の取組を行ってきたが、開設校が全校区の2割程度となり、継続が困難となったため、令和7年度で終了した。
1	(3)	①ＮＰＯ・地域団体等の支援	123	茨木市ＰＴＡ協議会の活動支援	社会教育振興課	(10)さまざまな人権問題	①単位ＰＴＡ活動の充実と活性化を図り、つながりを深める。 ②ＰＴＡ全体で共通の思いを持ち、学び、楽しめる市Ｐ活動の充実を図る。 ③各種機関･団体との連携を図り、子どもたちを取り巻く現状を学ぶ。 ④市Ｐの運営の効率化を図る。 ①～④を目的とした、総会、理事会、役員会等の茨木市ＰＴＡ協議会の活動を支援した。	適宜情報提供や相談に応じる等、市Ｐの活動を支援した。	社会情勢の変化に伴い、ＰＴＡ活動の見直しが求められており、そうした状況を踏まえた支援のあり方も研究しながら、関係課とも連携し、市Ｐの自主的な活動を支援していく。
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	124	茨木市自治会長説明会における、個人情報の取扱いについての啓発	地域コミュニティ課	(7)個人情報	〔目的〕平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法の内容について理解を深め、適正な個人情報の取扱いに努める。 〔概要〕自治会の名簿等も改正個人情報保護法適用の対象となるため、その内容及び取扱いについて、自治会長説明会にて説明した。また、自治会ハンドブックにおいて、個人情報取扱要領の参考例を掲載し、令和7年度も啓発活動に努めた。	自治会における個人情報の取扱いも課題となり、毎年、約6割の自治会長が交代するなか、個人情報の取扱いについての留意事項やポイントを説明し、自治会の個人情報の適正な管理と運用の理解につながる。	個人情報の取扱いについては、引き続き、説明会やハンドブックに掲載し、管理と運用の理解が深まるよう努める。
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	125	ローズＷＡＭまつりの開催	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕男女共同参画社会の推進のため、センターの活動の集大成として、市民との協働により実施する。 〔概要〕男女共生センターローズWAMを拠点に活動する登録団体、サークルによる展示・発表、講演会等 〔実施日〕2月7日、8日 〔対象者〕市内在住･在勤･在学者 〔参加者〕（来場者）1198人 〔講演会〕「人生100年！自分が主役～からだとこころの整え方～」 〔場所〕男女共生センターローズWAM	男女共同参画社会の実現のための拠点施設としての活動成果を発表するとともに、ローズＷＡＭ事業および男女共同参画への理解を促進するために実行委員会形式で市と市民が協働し、まつりを企画し開催することができた。	コロナ禍で縮小していた規模や実施内容を徐々に復活させることができてきた。さらに充実したものにしてくために実行委員会への新たな参画者を得るとともに、催しへの参加者層を広げる必要がある。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	126	環境フェアの開催	環境政策課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕環境の現状や対策など環境に関する情報をわかりやすく提供し、これからの市域環境を市民と共に創造する契機の場とすることで、環境保全の取組を推進する。 〔概要〕環境に関する展示、ワークショップ等を開催 〔実施日〕11月29日・30日 〔対象者〕市民 〔参加者〕11,000人 〔場所〕おにクル	市民団体や市内事業者と協働して、より幅広い層に向けた体験型企画の充実を図り環境啓発を実施した結果、例年を上回る多くの市民参加を得て、まちづくりの推進と環境啓発に取り組むことができた。	これまで会場や同日開催イベントの特性を考慮して、来場者、特に若年層を意識した企画検討によって多くの参加者を得てきた。今後は開催時期や同時開催イベントが変更となり、新たな環境での幅広い層の集客が課題となるため、関係団体や委託事業者等と連携して、各特性を活かし魅力的で効果的な企画や広報の検討を進める。
1	(3)	②市民参加によるまちづくりの推進	127	自治会加入促進の多言語化	地域コミュニティ課	(6)外国人問題	地域に在住する外国人の方にも自治会に加入するきっかけを創出するため、自治会加入チラシの英語、中国語、韓国語版を作成し、自治会長説明会やホームページで、周知に努めている。	自治会長説明会や窓口、自治会連合会のホームページ、会報誌などで周知を図っているが、昨年度はあまり活用が無かったので、引き続き、周知に努めたい。	老若男女、国籍問わず自治会への参加のきっかけが必要である。
1	(3)	③当事者の参加の推進	128	地域に開かれた交流の場づくり	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域住民のふれあいのある豊かな地域づくりをめざす。 〔概要〕地域交流、人権啓発、生涯学習の場として、各種講座等を実施。 〔実施日〕4月～3月 〔対象者〕市内在住・在勤の方 ①豊川いのち・愛・ゆめセンター 〔参加者〕2,986人 〔場所〕豊川いのち・愛・ゆめセンター ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 〔参加者〕3,015人 〔場所〕沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ③総持寺いのち・愛・ゆめセンター 〔参加者〕2,888人 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター	平成27年度以降、地域交流促進事業として、外部の事業者へ委託することもあり、さらに参加者のニーズに沿った交流事業等を実施している。	交流の機会を増やすため、今後も色々な企画を考え、事業を充実させていく必要がある。 今後も受託者と連携を図り、地域交流を図れる企画を行う。また、市のSNSを始め、広報活動を十分行えるよう計画的に事業を実施する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(3)	③当事者の参加の推進	129	人権フェスタの開催	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権問題を解決するためには社会全体で取り組んでいく必要があるため、地域コミュニティの形成やグループ活動を促進する。 〔概要〕地域に開かれた交流の場として、地域の団体や多くの人たちが参加するフェスタを開催 ①豊川いのち・愛・ゆめセンター 豊川やよい祭り 〔実施日〕3月7日、3月8日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ650人 〔場所〕豊川いのち・愛・ゆめセンター ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ふれあいまちづくりフェスタ 〔実施日〕5月31日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ800人 〔場所〕沢良宜いのち・愛・ゆめセンター ③総持寺いのち・愛・ゆめセンター みしま・まちの玉手箱 〔実施日〕2月28日、3月1日 〔対象者〕市民 〔参加者〕延べ1,000人 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター	（豊川） 1日目は、主に子どもたちが楽しめるゲーム大会を開催し、2日目には、ステージ・出店等で実施することができまた。また、令和5年度から継続して、能登半島地震被災応援として、現地での活動報告や募金活動も行った。 （沢良宜） 雨天のため、急遽沢良宜いのち・愛・ゆめセンター内で館内各所を活用しての開催となったが、天候にも関わらず、過去最高となる参加人数となり、大いに盛り上がった。 （総持寺） 地域の恒例行事として定着しており、センター利用者や地域住民、市民の方の自己実現・自己表現の場として活用されている。また、つながりをコーディネートすることにより、新たな出会いや交流の機会となるとともに孤立・孤独を防ぐ役割が期待できている。	来場者数が年々、増加傾向にあるため、人員配置等、安心・安全に実施できるような配慮や、主催者や参加者の負担が大きくならないような運営を検討する必要がある。 今後も、市のSNSを始め、広報活動を十分に行い、受託者と連携を図り、地域交流を図れる企画を行う。
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	130	多言語での生活ガイドブックの配布	人権・男女共生課	(6)外国人問題	転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしいにほんごのいばらき生活ガイドブックを更新・配布した。	相談機関・生活の情報や、健康保険・年金に関する基本的な情報を冊子にまとめて提供することで、外国人の利便性向上につながった。	より多くの日本語に不慣れな在住外国人へ情報提供を行うため、周知方法の充実を図る必要がある。ホームページ上で容易にアクセスできるよう工夫するとともに、外国人総合相談窓口での案内を充実させる。
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	131	ホームページによる啓発の実施	人権・男女共生課	(6)外国人問題	〔目的〕市民の人権意識の高揚を図るため、人権問題に関する情報や、人権教育・啓発材料の情報提供を行う。 〔概要〕ホームページによる情報提供を行う。	人権相談をはじめ、各種講座の情報提供、啓発活動を広報することができた。	社会情勢や時代のニーズに合った内容の検討等が必要である。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	132	茨木市人権教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	教職員の経験や意識の差により人権教育実践内容に幅が見られる。日常の教育活動とむすびつけ教職員が継続的に学び合える環境づくりを推進する。
1	(4)	①人権に関する情報収集・提供機能の充実	133	人権資料の充実	中央図書館 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	市民の自主的・主体的な人権教育・啓発を推進するため、各図書館や人権センターなどで書籍やビデオなどの人権関係資料を提供する。	利用者のニーズに応じて、人権に関する図書資料などを提供することができた。	市民の自主的・主体的な人権教育・啓発を推進するため、今後も継続して利用者のニーズに応じた、人権に関する図書館資料などを提供していく。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	134	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域の実情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 〔概要〕公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。 事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取組を実施していく。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	135	茨木市進路保障協議会との連携	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 〔概要〕生徒の進路保障に取り組む団体を助成	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組を行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。各校の実態を把握し、進路保障協議会と連携を行い、これまでの取組を継承していく。
1	(4)	②人権教育・啓発に関する調査・研究	136	人権教育冬季研究集会の開催（再掲）	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市内幼･小･中学校園における人権教育の取組を交流し、研究協議をすることで、実態課題を明らかにし、人権教育をより広げ深める。 〔概要〕市内幼･小･中学校園における人権教育の取組の交流と研究討議 〔実施日〕2月4日 〔対象者〕幼小中教職員 〔場所〕各校区人権ブロック内の学校	市内幼・小・中学校における人権教育の取組を通して交流し、研究討議することで、各幼・小・中学校の取組の達成状況を確認することができた。	教職員が集合できる会場の確保が難しい。参加者、共同研究者からのアンケートにより、その意見を研修会の内容等に反映する。
1	(4)	③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	137	外国人に配慮した情報提供	危機管理課	(6)外国人問題	日本語版の水害・土砂災害ハザードマップ及び防災ハンドブックを更新した。更新に合わせ、英語版・中国語版の水害・土砂災害ハザードマップ及び英語版の防災ハンドブックも更新し、ホームページで公開している。また、多言語に対応した大阪防災アプリをホームページ等で公開するとともに、防災イベントや訓練においても周知し、利用を促進している。	平時から周知・啓発に努めることが重要であり、外国人の安全・安心の確保に繋がっていると考える。	本市で作成している外国語版の啓発冊子や外国人向けの防災アプリ等、周知を図っているが、本市の防災訓練や地域の訓練においては外国人の参加率が低い。今後はＨＰやＳＮＳ等を通じ、外国人にも積極的に働きかけていく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(4)	③災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進	138	障害福祉サービス事業所連絡会災害対策PT会議の開催	障害福祉課	(4)障害者問題	障害福祉サービス事業所連絡会と共に策定した災害時マニュアルについて、「協定等による福祉避難所設置運営マニュアル」として改定を行った。	マニュアルの改定を行ったことにより現行法令に適合する内容等に改善した。	引き続き、障害福祉サービス事業所と連携しながら要配慮者に対する支援体制を検討していく。
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	139	茨木市学習・生活支援事業	地域福祉課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕貧困の連鎖防止のため、生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに対し、学習や居場所、進学に関する支援を行う。 〔概要〕市内の6か所において、学習・生活支援事業を行った。 〔実施日〕年587回 〔対象者〕中学生【生活保護世帯、ひとり親世帯、学校長に推薦された生徒】 〔参加者〕延べ利用者数 4,157人(内訳：生活保護世帯272人、ひとり親世帯3,291人、学校長推薦594人) 〔場所〕総持寺いのち・愛・ゆめセンター、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAM、豊川コミュニティセンター、春日コミュニティセンター、耳原公民館	事業周知の継続等により、延べ利用者数は4,157人と前年度を大きく上回り、特にひとり親世帯の利用が増加した。一方で、学校長推薦の利用者数は微減した。	生活保護世帯・ひとり親家庭・学校長推薦の生徒など、支援対象者の状況や背景が多様化していることから、それぞれのニーズに応じた柔軟な支援の提供が課題となっている。このため、引き続き連絡会等を活用し、関係機関との情報共有を強化していく。また、最低賃金の上昇や雇用環境の変化に伴い、委託事業者において学習会アルバイトスタッフの確保が困難になっている。
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	140	幼・小・中学校における通訳派遣事業	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕小中学校に在籍する在日外国人児童･生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕通訳を派遣し学習支援を行う。	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から編入があり、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	141	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕在日外国人教育を推進する。 〔概要〕在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。 管理職や担任だけでなく、校内体制を整え、学校の受入れや取組を茨木市在日外国人教育研究協議会と連携して丁寧に行っていく。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(5)	①教育の機会均等の確保と学習の場の充実	142	識字学級等の開催及び日本語教室等の開催	社会教育振興課 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 〔概要〕教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 〔実施日〕毎週1回または2回 〔対象者〕市民、在勤、在学 〔参加者〕①延べ1,469人（3センター合計数）（豊川480人、沢良宜512人、総持寺477人） ②延べ458人 〔場所〕①豊川・沢良宜・総持寺 いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができた。 また、参加者のニーズに応じた指導を行ったほか、イベントも実施することで、意欲的かつ楽しみながら学習する機会を提供できた。	日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応するため、学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。 また、学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。 引き続き、多文化共生支援事業との連携を図り、日本語学習や交流の機会を提供するとともに、生活課題を発見し、解決するために相談員や福祉関係部署と連携を図る。 また、講師間での情報・技術の共有や、多人数対応が可能なサロン方式を導入する等、学習ニーズを満たせるよう各館の状況に合わせて実施する。 過去3年間はコロナ回復期であったが、安定した日本語学習支援を提供できた。 今後は、これまでの学習支援を維持しつつ、他部署との連携などを通じて、日本語学習の場が多文化共生の一助となるよう努めていく。
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	143	幼・小・中学校における通訳派遣事業（再掲）	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕通訳を派遣し学習支援を行う。	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から編入があり、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	144	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕在日外国人教育を推進する。 〔概要〕在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。 管理職や担任だけでなく、校内体制を整え、学校の受入れや取組を茨木市在日外国人教育研究協議会と連携して丁寧に行っていく。

体系（大）	体系（中）	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
1	(5)	②識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供	145	識字学級等の開催及び日本語教室等の開催（再掲）	社会教育振興課 人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 〔概要〕教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 〔実施日〕毎週1回または2回 〔対象者〕市民、在勤、在学 〔参加者〕①延べ1,469人(3センター合計数)（豊川480人、沢良宜512人、総持寺477人） ②延べ458人 〔場所〕①豊川･沢良宜･総持寺 いのち･愛･ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができた。 また、参加者のニーズに応じた指導を行ったほか、イベントも実施することで、意欲的かつ楽しみながら学習する機会を提供できた。	日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応するため、学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。 また、学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。 引き続き、多文化共生支援事業との連携を図り、日本語学習や交流の機会を提供するとともに、生活課題を発見し、解決するために相談員や福祉関係部署と連携を図る。 また、講師間での情報・技術の共有や、多人数対応が可能なサロン方式を導入する等、学習ニーズを満たせるよう各館の状況に合わせて実施する。 過去3年間はコロナ回復期であったが、安定した日本語学習支援を提供できた。 今後は、これまでの学習支援を維持しつつ、他部署との連携などを通じて、日本語学習の場が多文化共生の一助となるよう努めていく。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	146	いばらきにじいろスペース	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）	〔目的〕LGBTQ当事者などが安心して過ごせる居場所をつくる。 〔概要〕NPO法人への委託により、LGBTQ当事者や支援者などが集えるコミュニティスペースを実施 〔日時〕毎月1回、午後6時～8時 〔場所〕ローズWAM 〔参加者数〕49人	事前にトークテーマを周知することで、テーマに関心がある参加者が集まることにつなげることができた。	参加者数の増加を図るため、企画や周知方法を検討する必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	147	パートナーシップ宣誓制度に関する取組	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）	〔目的〕多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会を目指す。 〔概要〕一方又は双方が性的マイノリティである二人のパートナーシップ宣誓制度を導入している。また、パートナーシップ宣誓された方を対象に、公正証書の作成費用を助成する「パートナーシップ宣誓制度活用補助制度」を導入している。 〔件数〕パートナーシップ宣誓数：5組 補助金申請数：1件	パートナーシップ関係を市として証明することが、宣誓された方の安心感にもつながっていると考える。 また、公正証書の作成費用補助により対象者の経済的負担軽減の一助となる。	継続的な実施と制度周知に取り組むことで、経済的負担の軽減や宣誓される方の安心感につなげる必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	148	いのち・愛・ゆめセンター地域避難訓練事業	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕近年国内で多発する大地震や今後予想されている南海トラフ地震に対し、地域の防災意識を高める目的で、一番身近な避難所でもある小学校を避難場所と想定した避難所受入訓練をはじめとした宿泊型防災訓練。参加した小学生がジュニア防災リーダーとして意識が高めてもらうことで、今後は支援者としての担い手育成を目指す。 〔日時〕9月13日（土）17時30分～14日（日）正午 〔場所〕豊川小学校 〔参加者数〕74人	令和5年度は豊川いのち・愛・ゆめセンターで実施し、令和6年度からはより避難者数が多くなる小学校で実施した。避難所での不自由さを前面に押し出すのではなく、キャンプファイヤー等のイベントを同時に行うことにより、地域住民が避難する際の手順などを楽しく覚えてもらえるよう、防災訓練へのハードルを低く設定したことで、参加者に一次避難の受付方法等を認識してもらうことができた。	訓練のほかにキャンプファイヤーなどのレクリエーションを実施することで、参加者からは楽しく訓練ができたなど、好評を得ている。これら多くの参加者に対し、継続して防災の認識をより深めてもらえるよう、早い段階から準備を開始し、地域の方々から多くのアイデアを募りながら次年度以降の企画を練る必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	149	生活困窮者自立支援事業	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕経済的な困窮を含む様々な課題に直面されている方を対象に、自立に向けた支援プランを作成し実行することで、伴走型の支援を行う。 〔概要〕本事業を通じて、「住居確保給付金」や「就労準備支援事業」といった関連事業や、家計改善支援などを実施した。 〔実施日〕随時 〔対象者〕生活困窮者等 〔新規相談件数〕662件 〔場所〕福祉総合相談課	前年度（R6年度：762件）と比較して相談件数に減少が見られる一方で、多様な背景を持つ生活困窮者への対応が円滑に行われた。伴走型支援は、個々の状況に寄り添った細やかなサポートが提供できた。	新規相談件数は減少傾向にある一方で、相談内容は複合化・多様化している。こうした状況に対応するため、関係機関との連携をさらに強化し、支援員の専門性向上を図ることで適切な支援プランの作成を促進し、より実効性の高い自立支援を展開していく必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	150	障害者相談支援事業	障害福祉課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者等からの相談に応じ必要な援助を行う事業 〔概要〕障害者相談支援センター9か所および障害者基幹相談支援センター1か所にて相談支援を実施。 〔件数〕相談支援事業実利用人数　1,859人 相談支援事業延べ利用件数　29,414件	障害者相談支援センターや地域包括支援センター、ＣＳＷ等の相談支援機関や関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の推進を図ることができた。	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関との連携を強化する必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	151	障害者社会参加・障害理解促進事業	障害福祉課	(4)障害者問題	〔目的〕市内で活動する障害者団体が実施する社会見学、外出等の事業及び市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者と市民の交流を深める行事や研修会の開催等の事業を対象とした補助を実施し、障害者福祉の向上をめざす。 〔実績〕 障害者社会参加促進事業：4件 障害理解促進事業　：4件	新型コロナウイルスが落ち着いてきたこともあり社会参加促進事業が増加傾向にある。引き続き継続的に取り組む。	補助制度の周知を図ることと合わせ、理解促進事業については、現行の内容での啓発効果について検討する必要がある。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	152	ユースプラザ事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕こども・若者が地域で孤立することのないよう人とつながる場を創るとともに、関係機関等と連携して支援することで、こども・若者の生きづらさの早期解消を図る。 〔概要〕社会経験や相談ができる居場所「ユースプラザ」5か所において、こども・若者支援に関わっている団体・組織と連携しながら取り組む。また、課題が複合的で支援困難なケースについては、子ども・若者支援地域協議会で早期支援・早期困難解消に向けて取り組む。 〔実績〕・ふれあい・交流サロン　のべ 20,201人 ・居場所　のべ 6,583人 ・自学・自習の場　のべ 2,548人 ・相談　のべ 3,487人	様々なイベントや社会体験の場を用意し、要支援者の発見やその後の支援につなげることができた。 昨年度に引き続き、国のこども・若者支援体制整備及び機能向上事業を活用し、経験豊富な講師にアドバイザーとなってもらい、スタッフの支援力の向上を図るとともに、ケースの状態を数値化する「状態・状況分析シート」を活用し、適切な支援に努めた。	こどもと若者の世代間ギャップや、支援ニーズの乖離から、利用世代の偏りやトラブル等も発生しているため、子ども・若者自立支援センターとの役割分担を明確化し、相補的な関係性の構築を目指す必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	153	茨木市子ども・若者自立サポート事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕こども・若者の生きづらさの早期解消 〔概要①〕茨木市子ども・若者自立支援センター「いばらきhatch」において、ひきこもり・不登校・社会参加困難等のこども・若者とその保護者の個別専門支援を実施 (委託先)NPO法人　志塾フリースクール 〔実績〕・面談　本人　のべ251件 保護者　のべ 67件 ・居場所　のべ126件 ・訪問支援　のべ 70件 ・同行支援　のべ 29件 ・電話相談　のべ138件 ・他機関連携　のべ518件 〔概要②〕ヤングケアラーコーディネーターがヤングケアラー支援に関する一元的な相談先として支援を行った。また、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが集えるピアサロン等やヤングケアラー家庭への訪問支援事業を実施した。 〔実績〕・ピアサロン　40回 ・ピアサロン参加者　333人 ・訪問支援事業　2家庭	子ども・若者自立支援センターでは、運営事業者の変更に伴う利用者の引継ぎ等を適切に行い、関係機関との連携強化等による一定数の利用者増加に繋げるなど、継続安定的な事業運営に努めた。 ヤングケアラー支援では、ヤングケアラーコーディネーターが関係機関と連携するとともに、ピアサロンを拡充し、安心できる環境の提供及び必要に応じた支援等を行った。	子ども・若者自立支援センターの支援機関間の信頼度をより高め、更なる利用者の増加及び、支援実績に繋げるとともに、ユースプラザとの役割分担を明確化し、相補的な関係性の構築を目指す必要がある。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	154	ひとり親就業支援講座の開催	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕ひとり親家庭の自立促進 〔概要〕介護職員実務者研修を実施することにより、介護保険事業所で働く上で必要になる基本的な知識や技術を習得し、就業やキャリアアップへとつなげることで、ひとり親家庭の自立促進を図る。(一時保育あり) 〔日程〕全8日(土曜日) 〔場所〕未来ケアカレッジ吹田千里丘校 〔実績〕受講修了者 7人	新たに介護関係の就労を目指す方だけでなく、現在介護関係で働いている方のキャリアアップにもつながっている。 また、介護福祉士の資格も取得したいと、更なるスキルアップのきっかけにもなった。	定員18人に対し、受講申し込み者が少ないため、ひとり親の就労希望に合った講座を開講することにより、就労支援につなげる必要がある。ひとり親自立支援員の就労相談や、ハローワークとの情報共有により、ひとり親の就労に対する要望を把握し、講座内容の変更を検討する。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	155	茨木市子ども・若者支援地域協議会の開催	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕こども・若者を早期に支援し、早期困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図る。 〔概要①〕社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対し、各々の専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し包括的に支援した。また、ヤングケアラーコーディネーターが学校や地域の支援者から相談を受け必要に応じて支援を提供したほか、様々な支援者を対象に事例検討会を開催し、連携の必要性を共有した。 〔実績〕・ケース会議　113回 ・部会　18回 〔概要②〕研修・講座等を開催し、支援ノウハウや情報共有の機会を提供 〔実績〕・子ども・若者支援地域協議会研修(KOWA研)　4回 ・ユースプラザ及び子ども・若者自立支援センター研修　5回	教育・福祉、ヤングケアラー等の分野で部会を実施することで、実用的な支援を検討する機会を設けることができた。 また、専門の講師による多様な研修を開催し、支援者の支援力向上を図ることができた。	要支援者の課題が複雑化、複合化しており、支援者の支援力向上と支援連携が求められているため、必要に応じた研修等の開催及び支援機関の関係強化に努める。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	156	学習・生活支援事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕貧困の連鎖の解消 〔概要〕学習会を市内5ブロック6か所で開催。 学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者等からの生活相談も受けた。 また、児童扶養手当現況届時や卒業間近な小学生家庭を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援がつながるように事業周知を行った。 〔対象〕経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生 〔実績〕・利用承認人数　38人 ・学習会のべ開催回数　579回 ・のべ参加人数　2,751人	小中学校や関係機関と連携し、必要な生徒に支援がつながるよう事業周知を行った。	小中学校や関係機関と連携するとともに、直接的な情報提供に努めた結果、利用者は増加傾向にあるが、利用の継続が難しいこどももおり、支援が必要なこどもがつながりにくい。 引き続き、小中学校や関係機関等と連携するとともに、支援が必要な家庭に直接的な情報提供ができるよう努める。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	157	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	就学前の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設け、子育てに関する情報提供や子育て講座等を実施し、こどもの健やかな成長をサポートした。 〔参加者〕 17,530人(地域子育て支援センター) 88,765人(つどいの広場)	参加者について、地域子育て支援センターとつどいの広場ともに前年度の利用者数を大きく上回った。	令和5年度に茨木小学校区につどいの広場を1か所新設、さらに令和6年度には、中条小学校区と白川小学校区に新設することで、概ね小学校区に1か所つどいの広場の設置が完了した。令和7年度には、Instagram等のSNSやおにクル2階フリースペースわっくるを活用し、地域子育て支援拠点の周知活動を推進した。引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	158	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 [会員数]　1,559人(依頼会員1,185人 援助会員223人　両方会員151人） [活動件数]　2,181件 [新規依頼件数]　121件	依頼会員数、新規依頼件数は昨年と比べて増加しており、新たに支援を必要とする方が増加している。	多様なニーズへの対応が求められるケースが増加しており、依頼と援助のマッチングが困難なケースもあり、引き続き、丁寧な対応に努めていく。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	159	就職サポート事業	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕働く意欲がありながら､様々な就労阻害要因を抱えるため､就労できない人の就労を支援する。 〔概要〕ハローワーク茨木や茨木商工会議所と連携し、仕事なんでも相談、合同就職面接会等の就労支援を実施した。 〔実施事業名〕仕事なんでも相談 〔相談件数〕110件（※職業相談を含む） 〔実施事業名〕就労支援フェア（合同就職面接会、就労・起業相談等） 〔開催日〕①5月29日（子育て世代） ②7月9日③10月21日（一般） ④11月18日（障害） ⑤1月21日（三市一町） 〔来場者〕①38人②126人③136人④45人⑤126人 〔実施事業名〕技能講習（職業能力開発講座） 〔実施日〕5月～3月 〔参加者〕0人 〔場所〕キャタピラー教習所近畿教習センター 〔実施事業名〕SNS活用で就職・キャリアアップを目指すセミナー（就職支援セミナー） 〔実施日〕2月3日 〔参加者〕9人 〔場所〕茨木市文化・子育て複合施設おにクル 〔実施事業名〕自営型テレワーク入門講座 〔実施日〕2月16日 〔参加者〕20人 〔場所〕茨木市立生涯学習センターきらめき 〔実施事業名〕再就職支援助成金 〔交付件数〕　0件	就労支援フェアでは、求職者に対し、合同就職面接会参加企業のうち、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定企業について、求職者へ紹介することができた。 就職支援セミナーについては、求職者とスキルアップを目指す勤労者を対象とし、勤労者の能力向上を目的として実施している「勤労者スキルアップセミナー」と類似した内容のため、勤労者スキルアップセミナーの実施は見合わせたことで、参加者数は減少したが、より効率的な啓発の機会とすることができた。 自営型テレワーク入門講座では、入門と実践を分けずに入門編を軸とした内容で実施し、有意義な時間を提供できた。	面接会の参加企業については、求職者が求める業種・職種等で求人がされている企業が多いことから、共催の茨木商工会議所やハローワーク茨木と連携し、人手不足の深刻な業種・職種の求人がある企業について更なる人材確保の機会の増加を図る必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	160	ゆめ実現支援事業	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。 〔概要〕様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。	様々な奨学金制度や授業料無償制度等を冊子の作成や説明会で周知することができた。個々の相談者の状況に応じ適切に対応することができた。	必要とする家庭に奨学金制度に関する説明会や相談窓口の情報が届いていない場合がある。学校への周知や資料のポイントを明確に説明会の開催、個別の相談を丁寧に実施する。
2	(1)	①当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援	161	幼・小・中学校における通訳派遣事業（再掲）	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕小中学校に在籍する在日外国人児童・生徒に対する学校生活への適応を促す。 〔概要〕通訳を派遣し学習支援を行う。	通訳により学校生活に馴染むことができ、日本語の習得にもつながっている。	さまざまな地域から編入があり、必要な言語の通訳者を確保することが難しい。茨木市実用日本語学習会と連携をして、通訳者を確保する。
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	162	いきいきネット事業	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕要援護者の早期発見から支援に繋げる。 〔概要〕市内14か所において相談支援を行う。 〔相談者〕延26,801人	健康福祉セーフティネット会議等を通じ、要援護者へ早期の個別支援を行うことで、包括的支援体制の強化に繋げることができた。	健康福祉セーフティネット会議を通じて情報共有を推進し、多様な課題に迅速かつ効果的に対応できる環境を整備することで、包括的支援体制のさらなる向上を図る。
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	163	障害者虐待防止センター事業	障害福祉課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた取組を行う。 〔概要〕家庭や事業所、職場で起こる身体的・心理的・性的・経済的及び介護などの放棄や放置といった虐待に対する通報や届出、支援等の相談を受け付ける。 〔実施日〕随時 〔場所〕福祉総合相談課 〔通報件数〕85件（養護者 60件、施設従事者 20件、使用者 5件）	通報を受理した際は適切に対応するとともに、虐待の被害が拡大しないよう努めた。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(1)	②社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減	164	利用者支援事業	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	4か月児健康診査等での相談事業、つどいの広場への訪問連携をし出張相談も実施。こんにちはあかちゃん事業で母子保健グループと連携しリスクの高い家庭の支援に引き続き努めた。おにクル内で気軽に相談できる体制を作り、わっくる内の活動日には、利用者支援担当も活動に参加した。 また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築のため、引き続き、こども保健グループとの連携を実施した。 ■R7年度相談実績合計　1725件 （うち出張相談件数） ・赤ちゃん訪問　440件 ・つどいの広場(86回)　336件 ・プレパパ＆ママクラス(0回)　0件 ・4か月児健康診査（36回)　454件 ・その他　(1回)　5件	健診当番や事務所窓口当番を決めて、職員が不在にならないように工夫することで相談対応も円滑に対応できるようになっている。	引き続きグループ間の連携を深め、各地区の保健福祉センターにも利用者支援が出向き連携を図っていく。
2	(1)	③困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援	165	学習・生活支援事業（再掲）	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕貧困の連鎖の解消 〔概要〕学習会を市内5ブロック6か所で開催。 学習・生活支援員が家庭訪問を行い、家庭の生活状況や保護者と本人の事業利用意向を確認した上で、学習会に誘導。保護者等からの生活相談も受けた。 また、児童扶養手当現況届時や卒業間近な小学生家庭を対象に本事業を周知するなど、必要な生徒に支援がつながるように事業周知を行った。 〔対象〕経済的に困難を抱えるひとり親家庭の中学生 〔実績〕・利用承認人数　48人 ・学習会のべ開催回数　579回 ・のべ参加人数　2,751人	小中学校や関係機関と連携し、必要な生徒に支援がつながるよう事業周知を行った。	小中学校や関係機関と連携するとともに、直接的な情報提供に努めた結果、利用者は増加傾向にあるが、利用の継続が難しいこどももおり、支援が必要なこどもがつながりにくい。 引き続き、小中学校や関係機関等と連携するとともに、支援が必要な家庭に直接的な情報提供ができるよう努める。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	166	消費生活相談	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕消費生活の相談に応じ、トラブル解決を支援するとともに、消費者トラブルの情報収集と提供も行う。 〔概要〕消費生活相談員が相談業務を行う。 〔日時〕毎週月～金曜日（9：00～16：30） 第2･4土曜日（9：00～12：00） 〔場所〕消費生活センター	2,890件の相談があり、助言・あっせん等を行い、問題解決の一助となった。	消費生活センターが、令和5年10月の本庁移転以降、相談件数が大幅に増加しているとともに、相談内容も複雑化・多様化しており、一件あたりの解決にかかる時間も延びている。このような状況から、相談員の業務負担が増大していることが喫緊の課題となっている。 令和5年度　2,360件 令和6年度　2,460件 令和7年度　2,890件
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	167	法律相談	市民生活相談課	(9)性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）	〔目的〕市民生活の安定、市民福祉の向上を図る。 〔概要〕市民が抱えている諸問題に対して、弁護士が助言、アドバイスを行う。 〔日時〕毎週月・水・金曜日、毎月最終日曜日 〔場所〕市民生活相談課	1,993件の相談があり、市民が抱える問題解決の一助となった。	市民ニーズを踏まえながら、法律相談を継続実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	168	法律相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕法律に基づく解決のための手だてについて支援する。 〔概要〕法律上の悩みについて、女性弁護士が相談を受ける。 〔日時〕毎月第3木曜日、土曜日午前9時30分～12時30分 〔場所〕男女共生センターローズWAM 〔相談件数〕77件	相談者が様々な問題の解決に踏み出す一助になった。	より高度で複雑な問題に対応しなければならない。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	169	女性相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕子育てや介護、健康、人間関係など女性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成と女性の自立を促進する。 〔概要〕電話および面接による相談を実施 〔日時〕月～土曜日(火曜日、祝日を除く) 〔場所〕男女共生センターローズWAM 〔相談件数〕①電話相談　1,462件 ②面接相談　353件	相談者の意思を尊重しながら、どのような支援をしていくべきか寄り添った支援をすることができた。	継続して実施する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	170	ＤＶ相談 配偶者暴力相談支援センター事業	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕ＤＶやデートＤＶ、ストーカーなど配偶者や恋人など親しい間柄でおこる暴力に関する相談事業を実施することにより、ＤＶなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。 〔概要〕電話や面接による相談を実施 〔日時〕月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 〔相談件数〕1,197件	複雑・多様化している相談に対応し、被害者の安全確保と自立につなげることができた。	複雑・多様化する相談に対応するため、機関連携をスムーズにする必要がある。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	171	男性相談	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕生き方や健康、人間関係など男性をとりまく様々な悩みに関する相談事業を実施することで、男女共同参画社会の形成を促進する。 〔概要〕男性カウンセラーによる電話相談を実施 〔日時〕毎月第3・4水曜日 午後6時30分～9時30分 〔場所〕男女共生センターローズWAM 〔相談件数〕34件	匿名で顔を合わさず相談できること、またその相談場所の存在を示すことで安心を与え、問題や悩みを抱える男性の支えとなった。	男性相談の存在を広く周知する必要がある。 ジェンダー平等の視点や男性問題に理解のある相談員の確保の必要性がある。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	172	いばらきにじいろ電話相談	人権・男女共生課	(9)性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）	毎月１回、性的マイノリティ当事者をはじめ、周りの方が気軽に相談できる電話相談を実施した。 〔開催日〕毎月第4土曜日午後3時～午後8時 〔相談数〕21件	匿名で顔を合わさず相談できること、またその相談場所の存在を示すことで、悩んでいる方の支えとなった。	継続的な実施と相談窓口の周知に取り組む必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	173	総合生活相談	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕住民の自立支援及び福祉の向上に資するとともに、生活上の様々な課題や住民ニーズ等を発見し対応する。 〔概要〕生活上の様々な悩みについて、相談者の立場に立って、きめ細やかで具体的な助言対応を行う。 〔日時〕随時 〔場所〕各いのち・愛・ゆめセンター 〔相談件数〕豊川721件、沢良宜468件、総持寺545件	職員間及び関係機関との連携強化や、複合化、継続した相談へ対応するため、令和6年度より、相談員の勤務日数を週4日から週5日として実施している。 （豊川） ケアケース会議による情報交換、レッツ号によるお買物支援、移動販売、それらが繋がり、高齢者の月一度の会食を実施することで高齢者同士のつながりや見守り活動が充実してきた。また、こども食堂の充実により、学校との連携、親からの相談件数も増加した。 （沢良宜） 相談記録票のオンライン化により、記録及び集約事務の効率化を図った。また、重層的支援体制整備事業が本格実施となり、複雑かつ複合化した相談に対して、南保健福祉センターを中心に地域の関係機関との情報共有や連携強化を図り、長期化する相談に対応できた。 （総持寺） 継続的な相談に加え、新規での相談、関係機関からの相談もあり、相談件数は増加した。関係性の構築という点で前進している。	センターに相談に来られない人へのアウトリーチ手法の検討等、相談の掘り起こしを積極的に行う必要がある。 関係機関との効果的な連携方法についての検討が必要である。 館だよりやホームページ等への掲載に加え、地域で実施されている様々なイベントや活動、庁内での会議等に積極的に参加し、相談業務の周知を行うとともに、コミュニケーションにより相談者の掘り起こしを行う。 識字・日本語教室や多文化共生支援事業により、外国人からの相談ニーズを引き続きキャッチしていく。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	174	人権相談	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権侵害を受け、又は受けるおそれのある市民が、自らの主体的な判断により課題の解決を図る。 〔概要〕窓口や電話相談で事案に応じた適切な助言や相談機関に紹介、取り次ぐことにより支援を行う。 〔日時〕随時 〔場所〕各いのち・愛・ゆめセンター 〔相談件数〕豊川3件、沢良宜36件、総持寺13件	人権問題に対し、対象者への寄り添い相談を実施する中で、助言・傾聴相談を行った。	人権に関する相談は、まだまだ敷居が高い印象を持たれていることから、相談勧奨に加え、意識啓発も含めたアプローチが必要である。また、生活相談等の中から、背景や要因となる人権課題を整理・見える化する等、相談精度を高める。気軽に相談できる窓口としての認知度を高めていく。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	175	外国人総合相談	人権・男女共生課	(6)外国人問題	〔目的〕外国人住民及び外国にルーツを持つ住民の日常生活を支援し、多文化共生社会の実現に資する。 〔概要〕生活全般の困りごと等についての相談に多言語で対応する。 〔日時〕①平日午前9時～午後5時、②毎月最終日曜日午前9時～正午 〔場所〕①人権・男女共生課、②市民生活相談課 〔相談件数〕197件	本庁に総合的な窓口を設け、常時、英語対応可能な相談員を配置することで、外国人住民等の利便性の向上につながった。 相談件数は徐々に増加しており、一定程度、周知の効果が見られる。	令和6年9月に窓口開設後、チラシやホームページ、SNS等により周知を図っているが、まだ窓口の存在が十分に知られていないため、引き続きさらなる周知に努める。 また、多様な相談に対応できるよう、相談員のスキルアップを図るとともに、庁内外の連携を強化する必要がある。研修等を通じて相談員のスキルアップに努めるとともに、庁内外の連携を強化するため、関係各機関との情報共有や交流の機会を増やすよう努める。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	176	生活困窮者自立支援事業による法律相談	地域福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕専門的な知識に基づく法律相談を実施することにより、困窮者の自立の促進を図る。 〔概要〕弁護士による法律相談 〔実施日〕毎月1回 〔対象者〕生活困窮者等 〔参加者〕延べ相談者数　73人 〔場所〕福祉総合相談課	生活困窮者自立相談支援事業の一環として実施した相談を通じ、債務や労働、住宅、家族などの問題解決につながり、相談者の不安を軽減することができた。一方で、事業をさらに周知する必要があり、適切な支援が必要な相談者を専門職と繋げる体制の強化が課題である。	より多くの生活困窮者が弁護士相談を利用できるよう周知を図る。また、相談員が専門職による支援が必要な方をより迅速かつ適切に弁護士相談へ繋げられるよう連携を強化し、事業の効果を高めるための取り組みを継続する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	177	高齢者虐待相談	長寿政策課	(3)高齢者問題	〔目的〕高齢者虐待に対する早期発見と虐待防止に向けた啓発及び虐待相談対応を行う。 〔概要〕 ①家庭や事業所内で起こる身体的･心理的･性的･経済的及び介護などの放棄や放任といった虐待に対する相談窓口を設置 ②関係機関連携強化のための虐待防止ネットワーク連絡会 ③虐待防止ネットワーク連絡会研修会 ④虐待防止啓発 〔実施日等〕①随時、②10月1日（資料送付による情報共有） ③1月28日、 ④虐待防止ラッピングバスによる周知・啓発 〔場所〕①福祉総合相談課､地域包括支援センター、③茨木市役所南館10館大会議室 〔相談件数〕 80件（養護者70件、施設10件） また、高齢者虐待相談窓口の周知については、広報誌による相談窓口の周知、リーフレット等を窓口設置及び関係機関に配布し、周知を図っている。	②③の開催により、関係機関との連携や研修による支援力の向上を図ることができ、虐待対応をより強化することができた。 また、虐待相談に対しては、関係機関と連携を図り対応することができた。	虐待防止の啓発に努め、事業を継続する。②については効果的な実施方法を今後検討する必要がある。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	178	聴覚・言語障害者生活相談	障害福祉課	(4)障害者問題	聴覚･言語障害者の社会参加を促進するため、医療や教育､コミュニケーションに関することについて相談を実施 〔日時〕随時 〔場所〕障害福祉課 〔相談件数〕1511件（通訳含む）	高齢の方の相談が多い。若い世代では子どもの教育についての相談が多い。	高齢の方の相談が多い。若い世代では子どもの教育についての相談が多い。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	179	母子・父子・寡婦家庭相談	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕ひとり親家庭等の自立支援 〔概要〕こども政策課窓口に自立支援員を2名配置し、相談業務を実施した。 〔場所〕こども政策課事務室等 〔対象〕ひとり親家庭の父または母、離婚前 〔実績〕相談件数　700件	相談内容に応じて各種制度の案内や、関係機関と連携による就労支援等を行い、ひとり親家庭等の自立へとつなげた。	ひとり親支援にかかる事業を知らない市民も見受けられることから、より一層の周知が必要である。市ホームページや窓口でのより一層の周知に努める。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	180	子育て相談（児童虐待を含む）	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	子育てに不安や悩みを持つ親に対して、保育士、心理判定員、保健師等が、専門的な立場から相談を受け、助言を行っている。令和7年度の相談件数は、訪問が5375件、面接が5145件、電話等が5616件であった。	子育てに不安や悩みを抱える保護者から相談に対して、各職種の専門性を活かして対応することができた。	引き続き、多様な方法で育児相談を受け付ける。保護者が不安や悩みを抱え込まずに安心して育児でき、こどもが健やかに成長することを支援する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	181	乳幼児発達療育相談（乳幼児療育発達相談事業）（再掲）	発達支援課	(2)子ども・若者の問題	ことばが遅い等、発達が気になるこどもの相談窓口として、電話、面接相談を火曜日から土曜日まで実施。心理判定員、保育士が対応している。電話が64件、面談が58件、メールが9件あった。	発達に関する相談窓口として、保護者のニーズに合わせて対応することで、有効な支援や保護者の不安解消に繋げることができた。	引き続き専門職による相談体制を維持するなかで、関係機関との連携を図り切れ目のない支援体制の構築を目指す。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	182	子育て相談	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕在宅世帯の子育てを支援する。 〔概要〕公立保育所で子育て相談や情報提供を行う。 〔日時〕随時 〔場所〕各保育所 〔相談件数〕67件	人権保育の推進に必要な多くの知識や技能を実践から学ぶことができた。	引き続き子育て支援等に関する法令や制度を理解し、ノウハウの育成に努める。 今後も、子育て支援等に関する法令や制度を理解し、一人一人が引き続きノウハウの育成に努める。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	183	「いじめ」ホッと電話相談	教育センター	(2)子ども・若者の問題	いじめ問題で苦しむ子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話によるいじめ相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組みを促進した。 〔日時〕月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 〔場所〕教育センター 〔回数〕40回	児童・生徒への相談窓口の周知に努め、相談内容に応じて学校と関係機関の連携を一層強化し、相談者に対して丁寧で迅速に対応することができた。	・課題 児童・生徒・保護者に広く周知し、安心して利用できるようにする必要がある。 ・今後の方向性 周知方法を工夫するとともに、継続して実施する。
2	(2)	①人権にかかわる相談窓口の整備	184	電話教育相談	教育センター	(2)子ども・若者の問題	悩みを抱える子ども、保護者の負担を軽減するため、市内小・中学生及びその保護者を対象に、電話による教育相談を実施した。また、相談者の了解のもと関係機関に情報提供し、事象の問題解決に向けた取組みを促進した。 〔日時〕月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 〔場所〕教育センター 〔回数〕88回	必要に応じて専門機関の紹介、学校等の関係機関との連携を一層強化して行い、相談に対する丁寧で迅速な対応を行うことができた。子育てや不登校に関する内容等、困り感のある保護者に寄り添って対応ができた。	・課題 児童・生徒・保護者に広く周知し、安心して利用できるようにする必要がある。 ・今後の方向性 周知方法を工夫するとともに、継続して実施する。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	②庁内外の連携の推進	185	ＤＶ防止ネットワーク連絡会の充実	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	〔目的〕ＤＶに関する機関が連携し、暴力防止と早期発見・早期対応について検討し、ＤＶなどの暴力の防止を図るとともに被害者を支援する。 〔概要〕ＤＶネットワーク連絡会の開催	各課や関係機関とＤＶ被害者支援の現状について情報共有を図ることができた。	関係機関との更なる連携が必要であることから、引き続き連絡会等で情報共有に努める。
2	(2)	②庁内外の連携の推進	186	障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会の開催（再掲）	障害福祉課 長寿政策課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、関係機関の連携協力体制を整備することにより、養護者等による虐待の防止、養護者等による虐待を受けた障害者、高齢者の保護及び養護者に対する支援を推進すること。 【連絡会】 〔概要〕資料送付による情報共有 〔実施日〕10月1日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔送付先〕55団体 【研修会】 〔概要〕虐待に関する知識習得 〔実施日〕1月28日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕118人 〔テーマ〕虐待防止と権利擁護 〔講師〕大阪歯科大学 医療保健学部 口腔保健学科 社会福祉士コース　講師　髙井　裕二 氏 〔場所〕茨木市役所　南館10階大会議室	令和6年度まで連絡会を対面開催していたが、令和7年度より担当課が虐待概況資料の送付・構成団体からの共有事項募集という情報共有の形式へ変更。 連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるとともに、虐待への対応方法を考えるだけではなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。	連絡会・研修会については引き続き、虐待に関する知識向上のために実施する必要があるものと考える。
2	(2)	②庁内外の連携の推進	187	茨木市要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	関係機関でネットワークを構築し、情報提供等を通じて、連携の強化を図るため、代表者会議を1回、実務者会議を3回開催した。また、個別ケースの支援方針等を協議する新規検討会議・進行管理会議を16回、ケース検討会議を101回行い、ネットワークの充実に努めた。	代表者会議及び実務者会議においては、関係機関が一堂に集まり、協議を行うことで情報共有及び連携の強化を行うことができた。また、その他の会議の実施により、要保護児童等の早期発見、迅速かつ適切な保護及び児童虐待等の防止に努めることができた。	各会議内容を精査し、開催回数や開催時間、実施方法等を見直し、効率化に努める。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(2)	②庁内外の連携の推進	188	ゆめ実現支援事業（再掲）	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕通学意欲を有しながら、経済的な事由により就学が困難な生徒の進学を支援する。 〔概要〕様々な奨学金制度について広く紹介し、奨学金説明会を開催する。教育センターの相談窓口で、奨学金制度を紹介し、相談・助言や、関係機関を紹介する。	様々な奨学金制度や授業料無償制度等を冊子の作成や説明会で周知することができた。個々の相談者の状況に応じて適切に対応することができた。	必要とする家庭に奨学金制度に関する説明会や相談窓口の情報が届いていない場合がある。学校への周知や資料のポイントを明確に説明会の開催、個別の相談を丁寧に実施する。
2	(2)	②庁内外の連携の推進	189	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援課	(2)子ども・若者の問題	就学前の親子が気軽に集い、交流や相談ができる場を設け、子育てに関する情報提供や子育て講座等を実施し、こどもの健やかな成長をサポートした。 〔参加者〕 17,530人（地域子育て支援センター） 88,765人（つどいの広場）	参加者について、地域子育て支援センターとつどいの広場ともに前年度の利用者数を大きく上回った。	令和5年度に茨木小学校区につどいの広場を1か所新設、さらに令和6年度には、中条小学校区と白川小学校区に新設することで、概ね小学校区に1か所つどいの広場の設置が完了した。令和7年度には、Instagram等のSNSやおにクル2階フリースペースわっくるを活用し、地域子育て支援拠点の周知活動を推進した。引き続き、在宅世帯の子育てを支援し、こどもの健やかな成長をサポートする。
2	(2)	②庁内外の連携の推進	190	人権相談機関ネットワークの充実	ネットワーク加盟機関	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕多種多様な人権相談に対して迅速に専門機関へ取次ぎ、相談機関相互の情報交換や意見交換を図る。 〔概要〕行政機関だけでなく、様々な相談機関が密接に連携・協力するためのネットワークの充実を図る。	関係機関における情報交換を行い、ネットワークの充実を図ることができた。	継続して実施する。
2	(2)	②庁内外の連携の推進	191	通訳ボランティア制度（茨木市国際親善都市協会）	文化振興課	(6)外国人問題	市の窓口での手続き・乳児健診等への通訳ボランティアの派遣および翻訳作業を行った。 〔派遣件数〕19件 〔派遣先〕子育て支援課、発達支援課等	通訳ボランティアの派遣によって、手続きや健診時の円滑な意思疎通が可能となった。	在住外国人の増加及び多国籍化に伴い、対応言語の拡充が必要であるため、ボランティア登録者の増加を図る必要がある。 また、同一課への継続的な派遣が必要な事案もあり、今後も同様のケースが予想されることから、予算措置の拡充も課題である。
2	(2)	③相談事例等を通じた実態把握	192	いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕地域の実情に即した講座や地域交流行事を開催し、地域住民の相互の理解と交流を促進する。また長期的、継続的な助言指導による自立促進及び相談事業の集約、分析により地域課題を発見し、課題解決に向けた地域コミュニティの育成を図る。 〔概要〕公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人等へ事業を委託して実施。	各センターごとに、受託者が相談内容等を集約した事業完了報告書を作成することで、相談内容等の傾向把握、課題等の整理ができた。	地域課題等の把握・整理を行う。 事業完了報告書の内容から抽出した課題より、地域のニーズに合致した取組を実施していく。
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	193	暴力被害女性一時保護委託事業	人権・男女共生課	(1)男女共同参画（ジェンダー平等）	茨木市配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談を通して、大阪府女性相談センターと連携し、一時保護を行った。 〔一時保護件数〕1件	令和6年4月から困難女性支援法が施行されたこともあり、一時保護につながるケースが増えており、必要に応じ、暴力被害者の支援を行った。	継続して実施する。関係機関のより密な連携を強化して、早期対応に取り組む必要がある。

体系(大)	体系(中)	体系(小)	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	194	緊急一時保護事業（高齢者）	長寿政策課	(3)高齢者問題	〔目的〕高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の権利利益の擁護に資する。 〔概要〕事業所に委託し、高齢者を受入れ、入所高齢者に対する食事の提供や相談等を行う。 〔実施日〕随時 〔実施件数〕0件	令和7年度は一時保護を行った事案はないが、緊急性の高い事案に対し、迅速に一時保護の対応を実施できる体制を構築している。	引き続き、虐待の防止及び早期発見、早期対応等、高齢者の権利擁護の推進に取り組む必要がある。
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	195	緊急一時保護事業（障害者）	障害福祉課	(4)障害者問題	〔目的〕障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利利益の擁護に資する。 〔概要〕事業所に委託し、障害者を受入れ、入所障害者に対する食事の提供や相談等を行う。 〔実施日〕随時 〔実施件数〕4件	令和7年度は一時保護を行った事案が4件あった。緊急性の高い事案に対し、迅速に一時保護の対応を実施できる体制を構築している。	引き続き、虐待の防止及び早期発見、早期対応等、障害者の権利擁護の推進に取り組む必要がある。
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	196	障害者差別解消支援協議会運営事業	障害福祉課 人権・男女共生課	(4)障害者問題	〔目的〕障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。 〔概要〕茨木市障害者差別解消支援協議会を開催し、障害を理由とする差別の解消に向け、各機関で行った取組などについて意見交換を行った。 〔協議会実施日〕8月20日、2月4日	障害を理由とする差別の解消に向け、協議会に参画する各機関が行った取組について共有した。	障害者差別解消法の改正を受け、障害を理由とする差別の解消に資する取組をより効果的、効率的なものにするため、協議・検討を進める必要がある。
2	(3)	①人権救済・保護体制の強化	197	インターネットモニタリング事業	人権・男女共生課	(8)インターネットを通じた人権侵害	〔概要〕インターネット上の本市に関する差別的書き込み等のモニタリングを実施した。 〔日時〕月2回、1回2時間程度 〔実績〕発見した件数3件、削除要請3件、削除件数0件	直接的な差別的表現により検索したが、発見した差別的書き込みの数は前年度より減少している。	直接的な差別的表現による書き込みが減少している可能性がある。また、インターネット事業者や法務局へ削除要請をしても、削除されない書き込みがある。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	198	茨木市消費者協会との連携	市民生活相談課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕市民生活の向上をめざす。 〔概要〕暮らしに役立つ情報の提供や消費者問題の啓発に努める。 茨木市消費生活展を生活協同組合を含めた実行委員会形式で実施 立命館DAYに協同して出展 特殊詐欺防止講習会共催	イベントでは、協力・連携して啓発等を行うことができた。	茨木市消費者協会が令和8年5月をもって解散した。イベントの際には消費生活展実行委員会のメンバーである生活協同組合と協力関係を継続する予定である。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	199	茨木市人権センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住みよいまちづくりをめざすため、茨木市の人権施策の推進に協力し市内各種団体と連携・協力して人権尊重の社会づくりに寄与する。 〔概要〕研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	市内の各種団体と連携・協力し、人権啓発に役立つ人材の育成に努めた。	事業内容や再補助等について、効果的な手法の検討が必要である。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(3)	②関係機関との連携の強化	200	茨木市人権啓発推進協議会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕あらゆる差別をなくし、市民の人権意識の普及・高揚を図り、もって人権が守られた豊かで住みよいまちづくりに寄与する。 〔概要〕啓発紙の発行、市民啓発活動や研修会、学習会を開催	啓発紙「虹のひろば」の発行や人権啓発研修会を実施した。各小学校区の人権啓発組織の結成や活動の促進に取り組んだ。	啓発・交流の促進に向け、継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	201	茨木市人権各地域協議会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕茨木市人権センターと連携し、同和問題解決のための施策をはじめ人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与する。 〔概要〕行政機関及び関係機関と協力並びに連携するとともに、自立支援及び人権擁護についての相談や住民間の交流及び協働を促進する。	地域啓発・交流を促進し、同和問題をはじめ人権問題解決に取り組んだ。	啓発・交流の促進に向け、継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	202	茨木市人権擁護委員会との連携（再掲）	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権擁護委員法の主旨に則り、自由人権思想の普及高揚と基本的人権の擁護に資するため、委員会を組織し円滑な活動を図る。 〔概要〕職務に関する情報の収集や研究を行い、市と連携して相談や啓発活動を行う。 【「人権の花」運動】 〔概要〕小学校に花の球根を贈呈し、花を育てる活動を通じて児童に豊かな人権感覚を育む。あわせて人権教室を実施する。 〔実施日〕10月22日 〔参加者〕3年生児童27名 〔場所〕市立小学校（毎年1校） 【こどもの人権教室】 〔概要〕学童保育室入室児童を対象に人権教室を実施 〔実施日〕6月～12月（9回） 〔参加者〕738人 〔場所〕市立学童保育室（6か所） 【いばらき×立命館DAY2025への出展】 〔概要〕絵本の読み聞かせをとおして人権について学んでもらう機会を提供するとともに、啓発物品の配布を行う。 〔実施日〕5月18日 〔場所〕立命館大学大阪いばらきキャンパス 【人権週間街頭啓発キャンペーン】 〔概要〕啓発物品を配布 〔実施日〕12月1日 〔場所〕阪急茨木市駅前・JR茨木駅前 【人権擁護委員による人権相談】 〔実施日〕毎月第2・第4木曜日 〔場所〕茨木市役所南館1階市民生活相談課 〔相談件数〕3件	小学校における「人権の花」運動や学童保育室における人権教室等を通して、こどもたちに人権について考えてもらう機会を提供することができた。また、イベントへの出展や人権週間街頭啓発キャンペーンの実施などにより、広く市民に啓発を行うことができた。 人権相談については相談件数は多くはないが、市民の人権に関する困りごとを解決するための一助となった。	「人権の花」運動は市立小学校で毎年1校ずつ実施しているが、あわせて行っている人権教室では当初から同じ教材を使用しているため、社会状況等の変化に伴い、教材の見直しが必要になってきている。 また、人権週間街頭啓発キャンペーンの実施方法（場所や時間帯等）について、より効果的な啓発を行えるよう、検討していく必要がある。 引き続き、人権擁護委員と連携しながら、啓発の方法を検討・研究していくとともに、市広報誌やホームページ、イベント等を通して、人権擁護委員や相談窓口の周知に努めていく。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(3)	②関係機関との連携の強化	203	(一財)大阪府人権協会との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕同和問題解決のための施策をはじめとする人権施策に取り組み、差別のないコミュニティづくりを通じて、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざす。 〔概要〕研修会や学習会を開催するとともに自立支援及び人権擁護についての相談を行い、また、地域住民の交流や協働の推進や人権のネットワークづくりに努める。	人権相談や講師派遣による連携、人権関連情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	啓発・交流の促進に向け、継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	204	(公財)人権教育啓発推進センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権に関する様々な国際機関・国・地方公共団体・公益法人・団体等と国際的・国内的連携を図りつつ、基本的人権の擁護に資する。 〔概要〕次世代を担う青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発や人権相談を行う。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	205	(一財)アジア太平洋人権情報センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕アジア・太平洋地域における人権の伸長を図り、国際的な人権伸長・保障の過程にアジア・太平洋の視点を反映させ、アジア・太平洋地域における日本の国際協調・貢献に人権尊重の視点を反映させることで国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る。 〔概要〕国連を中心とした国際的な人権情報の収集・整理事業、調査・研究事業、研修・啓発事業、広報・出版事業、相談・情報提供サービス事業などを行う。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	206	(公財)大阪人権博物館との連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権思想の普及と人間性豊かな文化の発展に貢献する。 〔概要〕部落問題をはじめとする人権問題に関する調査研究をおこなうとともに、関係資料や文化財を収集・保存し、あわせてこれらを展示・公開する。（令和2年5月末で閉館）	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	資料の活用方法等について注視する必要がある。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	207	(公財)大阪国際平和センターとの連携	人権・男女共生課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕大阪府民・市民と国内外の人々との間の相互交流を深めることを通じて、大阪が世界の平和と繁栄に積極的に貢献するため。	人権関連資料や情報誌の提供を受ける等、人権啓発推進の一助となった。	継続して実施する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	208	茨木市人権教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕人権教育の機軸に同和教育を位置づけ、部落差別解消をはじめとした人権の確立をめざす。 〔概要〕教職員による人権教育の実践を促す。	次世代教職員の育成の取組みや校区連携により、人権教育の実践を進めることができた。	教職員の経験や意識の差により人権教育実践内容に幅が見られる。日常の教育活動とむすびつけ教職員が継続的に学び合える環境づくりを推進する。
2	(3)	②関係機関との連携の強化	209	茨木市進路保障協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕様々な課題をもつ生徒をはじめ、全ての子どもたちの進路を保障する。 〔概要〕生徒の進路保障に取り組む団体を助成	すべての子どもたちの進路保障に向けて、研修会や小中高の連携の取組を行い、中退防止に成果をあげた。	経験の浅い教職員が増加することにより、教職員全員が理解できていない。各校の実態を把握し、進路保障協議会と連携を行い、これまでの取組を継承していく。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(3)	②関係機関との連携の強化	210	茨木市在日外国人教育研究協議会との連携（再掲）	学校教育推進課	(6)外国人問題	〔目的〕在日外国人教育を推進する。 〔概要〕在日外国人教育の向上に取り組む団体を助成	外国にルーツのある子どもの自尊感情を高め、進路保障につながる在日外国人教育を進めることができた。	外国にルーツのある子どもの少数点在化により、受入れが初めての学校があった。 管理職や担任だけでなく、校内体制を整え、学校の受入れや取組を茨木市在日外国人教育研究協議会と連携して丁寧に行っていく。
2	(3)	③地域における人権侵害の防止と保護・救済	211	茨木市私立保育園連盟	保育幼稚園総務課	(2)子ども・若者の問題	〔概要〕人権保育研修　人権啓発推進を行った。 〔対象〕保育所（園）認定こども園、小規模保育所、全職員 〔回数〕3回 〔参加者〕153名 〔内容〕人権意識向上研修	様々な子どもの状況を知ることで、人権の気づきを得られる研修となった。また保護者の思いを学び、理解を深めることができた。	子どもや保護者、現場の状況に即したより具体的な内容を取り入れながら、保育士の資質向上に努める。 今後も保育所で抱えている課題等について、職員で共有・検討できるような研修会を実施する。
2	(3)	④就労の場における人権侵害からの保護・救済	212	労働問題相談	産業振興課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕働く上でのあらゆる問題について、労使の自主的な問題解決を支援する。 〔概　要〕仕事なんでも相談員を設置し、市民、勤労者等からの労働上の問題に関する相談に応じ、助言・指導を行う。 〔実施日〕毎週火・水・木曜日 〔場所〕市役所本館7階　商工労政課ほか 〔相談件数〕110件（※職業相談を含む）	就職、労働に関するあらゆる相談を受け付けている。相談者数は前年度より微減したが、仕事に関する様々な相談を、制度の説明や関係機関に誘導する等の適切な対応ができた。	今後も継続して仕事に関する様々な問題解決に向け、大阪府等関係機関と連携を図りながら相談業務を実施していく必要がある。
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	213	生活保護相談	生活福祉課	(10)さまざまな人権問題	〔目的〕生活に困窮する全ての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 〔概要〕生活困窮者からの相談を聴き、解決方法をともに考え、または助言する。 〔日時〕随時 〔場所〕生活福祉課窓口 〔相談件数〕1,489件	生活困窮に陥った人に対して適切に必要な福祉サービスを提供し、自立を助長することができた。	継続して実施する。
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	214	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	長寿政策課	(3)高齢者問題	〔目的〕高齢者の日常生活における自立支援を行う。 〔概要〕シルバーハウジング(府営三島丘住宅)入居者に生活援助員を派遣し、暮らしに関する助言や援助を行う。 〔対象〕30世帯	目的に沿った支援を行うことができた。	令和6年度、身寄りのない居住者の他界後、長期間、退去手続きが進まない住戸がある（令和7年度に解消したものと、継続中のものがある）。 上記理由から希望者が入居できない状況を避けるため、定期的に運営主体である府に状況を確認する必要がある。

体系（大）	体系（中）	体系（小）	通番	事業名	主担当課	10の主要課題	令和7年度事業の取組と実績	令和7年度事業の取組と実績に対する評価	令和5年度から令和7年度までの取組を踏まえた事業の課題と今後の方向性
2	(3)	⑤各種生活支援サービスや福祉サービスの充実	215	こども食堂補助事業	こども政策課	(2)子ども・若者の問題	〔目的〕こどもの食事とこどもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、こどもが抱える悩みや家庭環境等の問題を早期に発見し、必要な支援機関につなぐことのできる環境を整備する。 〔概要①〕こどもに家庭的な雰囲気の食事並びに学習または交流の場を提供するこども食堂を運営する事業に対し、報償金を交付した。 〔支給額〕・2,000円にこども食堂の開催回数を乗じて得た額（1年度当たり96回を上限） ・食品衛生責任者養成講習会の受講料に相当する額（食品衛生責任者を配置していないこども食堂を対象に1年度当たり1回1名分10,500円を上限） 〔対象〕要件を満たす事業を実施するこども食堂運営団体等 〔実績〕・補助団体数　20団体 ・食品衛生講習会受講費用補助　2人 ・合計補助額　1,079,000円 〔概要②〕クレジット決済等で少額から寄付ができるシステムを導入し、広く寄付を募るなど、こども食堂の持続的な運営の一助を担った。	こども食堂開催に係る報償金支給がこども食堂の持続的な運営の一助となり、寄付で賄うことができない食材の購入費等に充てることができた。	こどもの貧困や孤食解消等の一助として、市内26団体35カ所（令和8年3月時点）がこども食堂を運営しているが、ボランティアの協力や食材の寄付をもって運営しているため、財政的に厳しい状況である。寄付システムの継続的な運営に加え、引き続きこども食堂への応援を求めるチラシを市民や事業者等に配布し、広く応援を呼び掛けることで、こども食堂の持続的な運営をサポートする。

計画の推進体制等について

1　計画の推進体制

（1）庁内の推進体制

〇庁内の取組状況

実施日	取組	内容
令和7年5月9日	庁内各課へ照会	「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）」に係る事業実績等の調査について
令和7年6月11日	庁内各課へ照会	「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）推進状況報告書（令和６年度版）」の発行に伴う掲載事項の確認について
令和7年9月8日	庁内各課へ通知	「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況報告書及び人権尊重のまちづくり審議会委員意見について
令和7年9月8日	市ホームページで公開	「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）推進状況報告書（令和６年度版）」について
令和7年9月24日	庁内関係課へ照会	第３次茨木市人権施策推進計画策定のための市民意識調査票の事前確認について

〇茨木市人権尊重のまちづくり審議会の取組状況

実施日	取組	議題
令和7年7月17日	第１回審議会開催	（1）人権問題に関する市民意識調査について （2）「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況報告について （3）その他
令和7年10月14日	第２回審議会開催	（1）人権問題に関する市民意識調査について （2）いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について （3）その他
令和8年2月13日	第３回審議会開催	（1）人権問題に関する市民意識調査の途中報告について （2）その他
令和8年3月25日	第４回審議会開催	（1）いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について （2）人権問題に関する市民意識調査の報告について （3）その他

（2）市民・地域との連携、（3）企業・民間団体との連携

※取組状況については、各事業の実績に記載しています。

２　計画の評価と進行管理（ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理）
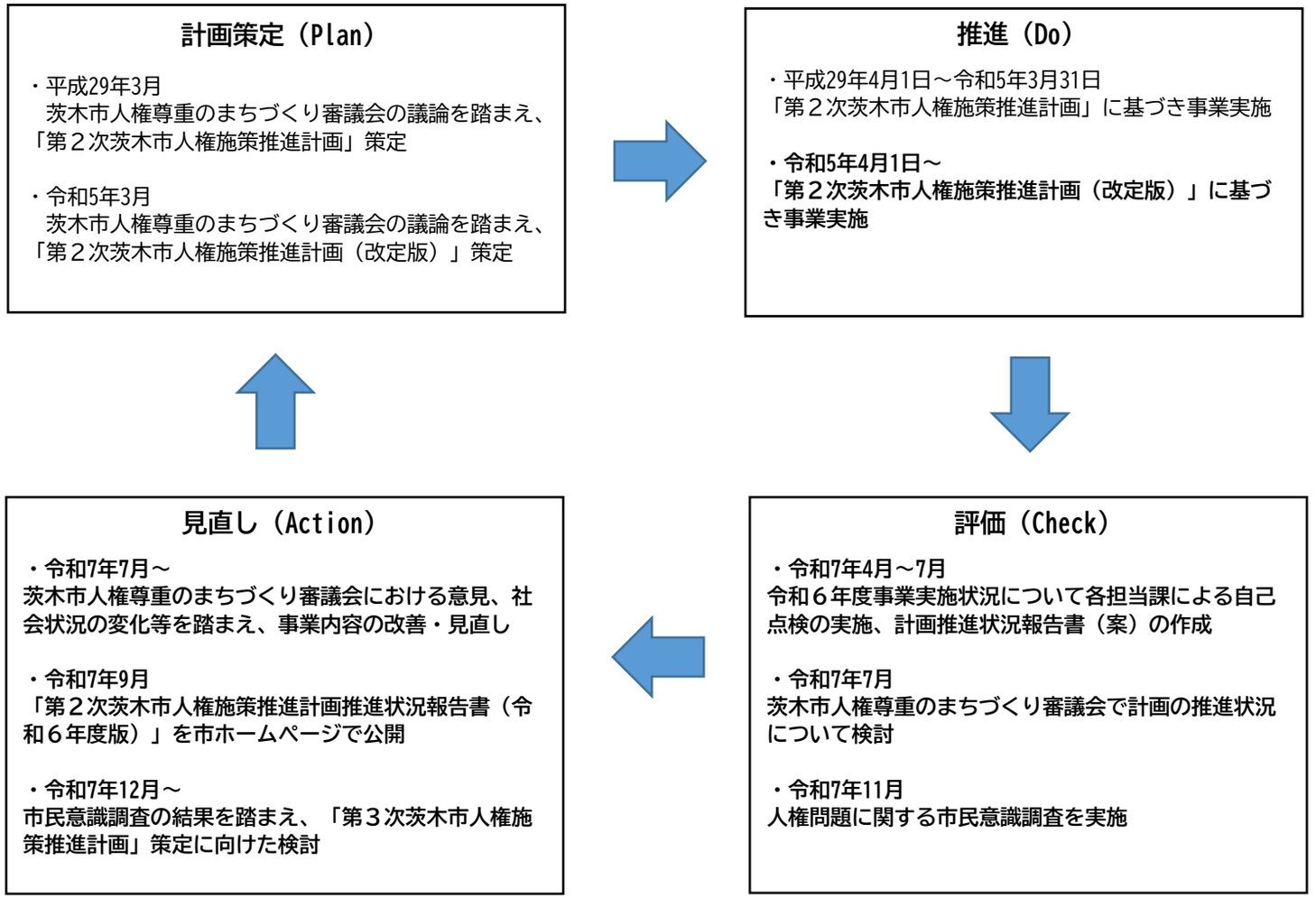
※太字は令和７年度の取組